

正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであります。

本法案は、平成二十六年から新たに導入しました地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地方公共団体の提案等を踏まえ、本年一月に閣議決定した対応方針に基づき、地方公共団体への事務権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、住民に身近な行政を地方公共団体が自らの力で行うことをめざす方針として、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

第二に、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っています。また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方に

おいては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっています。

このため、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが喫緊の課題となつております。こうじた課題を解決し、地方において、仕事を人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るために政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところであります。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点を形成することにより中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしておりまます。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとしております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき規定された工場用地等のうち休憩工場用地等において同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することとしております。

第五に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少

いたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

十分御審議の上、速やかに成立いたしますよう、お願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(西田昌司君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

本日は質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

地域再生法改正案を中心質問をさせていただきます。

この住民投票、御承知のとおり、僅差ではありますけれども、去る五月十七日に行われました

いわゆる大阪都構想についても最初に触れさせていただきたく思います。

以上であります。

資料一は政令指定都市の一人当たり所得を二〇〇一年を一〇〇として推移を見たものでござります。

すけれども、全国の主要都市の中で回復力が最も弱いのが大阪市。最近は外国人旅行客の増加によりましてホテルの稼働率が高まり、あるいは百貨店の売上げが増えるなど、良い兆候もございます。

けれども、内発的な回復力という意味では、この図がトレンドを表しているというふうに思いました。

主刀であった家電産業が現在の円安下にあっても十分には回復をしていない、そして主要な製薬メーカーなどが本社や研究所を東京や神奈川県に移転をしたということなど、中核となる産業あることは企業の維持・成長が困難なかつたということが私は大きな原因だと思います。

今回の地域再生法改正案に盛り込まれております地方拠点強化税制でも、高質な雇用の場として期待をされております本社機能の移転先として、税制上の優遇措置を受ける対象地域から、名古屋市の一都とともに大阪市全域・関西の主要都市の一部が除外されました。

産業集積の現状から見てやむを得ない、大阪はまだまだ恵まれている、名古屋もだと、こういうことかもしけませんけれども、資料二にあります

とおり、この数十年間、大阪は東京集中の一極

集中の影響を最も受けてきたと言つても過言では

ないんです。資料二を見ていただきますと、はつ

きりと東高西低あるいは東京一極集中のすさまじ

思いを一方で持つております。全国知事会からも、地域間連携による高い効果が見込める新たな新型交付金というような要望も出されているようござります。

今申し上げましたように、なかなか難しいこの省庁間の連携というものを、こういった新型交付金というようなことを介して、あるいはまち・ひと・しごと創生本部の石破大臣のリーダーシップを介してうまくこの連携中枢都市圏というような制度が動いていくということが望まれると思いますけれども、まち・ひと・しごと創生本部の方では、こういつた総務省の提示された新たな仕組みとの連携、特に今度お考えになつていると言われております新型交付金の中でこういつた制度をど

うけれども、まち・ひと・しごと創生本部の方では、こういつた総務省の提示された新たな仕組みとの連携、特に今度お考えになつていると言われております新型交付金の中でこういつた制度をど

ういふに組み込んでいくかといふことについて、お考えをお伺いしたいと存じます。
○国務大臣(石破茂君) この新型交付金というのは、総理からもその創設というものを御指示をいただいているところであります。これは、財源論から入りますと、どこからお金を持つてくるんだというお話をなつて、損したとか得したとか、非常にまらないお話になるわけであります。委員御指摘のように、各省がいろんな補助金を持つております。また、地方交付税という制度もございますが、それぞれの省庁が持つていてる補助金だけではできないのだと。結果平等といいますか、それを志向するがところの交付税でも駄目だ。補助金と交付税ではできない、そういう分野があるはずで、そこに新型交付金というのを使わなければならぬ。例えばCCRCCを地方が入れたいと思つた場合にどうなるか、DMOをやりたいと思つたときにはどうなるか、どうなるか、そういうコンセプトづくりが一番大事だと思っておりまして、もちろん額は多いにこしたことはありませんが、何のために必要なだといふことをきちんと論証することから始めたいと思つて今議論をしておるところでございます。

そこにおいて重要なのは、委員御指摘のように、

地域間連携というものをどのように図つていくのか、あるいは官民共同というものをどのようにやつしていくか。地域間連携のための補助金なんとかいうふうに考えてまいりましたけれども、今回経済産業省の方で検討をされおられましたよな地元ガソリンスタンドに官公需を優先的に割り当てていくという考え方を盛り込めないかといふふうに考えます。

私はこの事例を、ガソリンスタンドを例に少しお話しさせていただきたいと思います。

あの東日本大震災の際に、地元のガソリンスタンド、これ、もちろん被災をしていたんですけど、にもかかわらず、緊急車両等への燃料供給に走り回りまして、被災地における重要なエネルギー供給拠点として大変頑張ってくださいました。昨年のエネルギー基本計画にも、石油はエネルギー供給を最後のとりでといふように明記をさされていますけれども、この背景にあるのは、こう

ふうに思つております。例えば、姫路を中心とする連携中枢都市、あるいは倉敷を中心としたしまか、そういうような場面はたくさんあるうとうふうに思つております。例え、姫路を中心とする連携中枢都市、あるいは倉敷を中心としたします連携中枢都市、それぞれの地域において、こういうことに新型交付金は使えるはずだというふうにお知恵もいただきながら、私どもとして有効な制度設計を行つてしまひたいと考へております。

○太田房江君 大臣、ありがとうございます。大いに期待をさせていただきたいと考えております。

次に、ちょっととこの地域再生法改正案とは少し外れるんですけれども、コンパクトビレッジ関係をしてまいりますので、他省庁の法律ではございませんけれども、中小企業需要創生法改正案についてちょっとお伺いをさせていただきたいと存じます。

私は、以前から全国のガソリンスタンドを、特に地元でずっと頑張ってきたガソリンスタンドを廃業から救うために官公需の活用ということを提案しまして、機会あるごとに発言をさせていただきました。災害協定を結んでいる地元の中小石油販売業者が、災害時のみならず平時においても安定した経営環境を維持するためには、自治体や国の燃料調達するわち官公需の受注機会をそいつた地元のガソリンスタンドに対しても保をしていく、増大させていくという努力が不可欠かと思います。

このためには、平時から国や地方公共団体が災害協定を締結した組合と随意契約を行つて、優先的に燃料調達をそういうガソリンスタンドから支える中小・小規模事業者が持続的に町を支えて

図つていく、あるいは、地場のガソリンスタンドが受注しやすいように分離分割発注を可能とするなどを現在の法律の枠内で可能とする方法はないかと、こういうふうに考えてまいりましたけれども、改正官公需法に基づく基本方針に、今申し上げたよな地元ガソリンスタンドに官公需を優先的に割り当てていくという考え方を盛り込めないかといふふうに考えます。

これについては経産省にずっとお願いをしてまいりましたけれども、現在の検討状況についてお伺いをさせていただきます。

○政府参考人(佐藤悦緒君) 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が所有する車両への優先供給や上下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行なうなど、地域における石油製品の安定供給に非常に重要な役割を担つているものと認識しております。

このため、現行の官公需法に基づく国等の契約の基本方針では、災害時の継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする際には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に努めることとしております。

それで、加えまして、委員の御質問にございましたように、非常にこの自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者の重要性、私どもも承知しておりますので、石油の供給網の強靭化の観点から、今申し上げましたような災害協定を締結した地域の中小石油販売業者への配慮措置、何らかの明記をしたいと政府内で検討しているところでございます。

また、地域の中小石油販売業者にとってより身近な存在である、これも御指摘いただきましたが、地方公共団体においても基本方針に沿つた調達が行われることが極めて重要であります。このため、基本方針策定後間もなく、全ての都道府県及び市町村等、合計約千八百の自治体に対し、大臣名

の文書により基本方針に沿った調達を求めるこ
にしたいと存じております。また、各都道府県に
関しましては説明会を開催させていただきたいと
いうふうに思つております。

こうした取組により、官公需における地域の中
小石油販売業者の受注機会を平時から適切に確保
してまいりたいというふうに考えております。

○太田房江君 御丁寧に検討していただきまし
て、大変ありがとうございます。

ただ、この質問の中でも申し上げましたけれど

も、この場合の肝は、随意契約、分離分割発注と
いうこととございますので、この点について更に
御検討をいただき、国的基本方針に明記をしてい
ただきますように改めてお願ひをしておきたいと
思います。

私は、なぜここでこのような質問を申し上げたか
と申しますと、地産地消という考え方、これは地
方創生にとって大変大事な考え方ではないかと
思つたからでございます。地域の雇用増大、これ
は本社を介すことによってももちろん可能でござ
いますし、また、新しい産業を育てることによつ
ても可能ではございますが、今頑張っている企業
を守り立てるこことによつてまずは基盤となる雇用
をしっかりと支えていく、こういう地産地消の考え
方を是非とも地方創生の基本的な考え方の一つに
据えていただきたいと、こういう思いで今の質問
先ほど申し上げました地方中枢中核都市の都市
機能の強化ということに關連して、今まで決算委
員会等の質問の中で首都機能の一部移転と
とついて少し指摘があつたと想ります。

これは、出でては消え、出でては消える議論なので
ござりますけれども、私は大阪で知事をやつてお
りますときに、中小企業庁は大阪にあるべきとい
う議論をさせていただきました。これはちょっとと
手前みそではござりますけれども、でもよく考え
てみますと、中小企業庁のほかにも、例えば文化

府であるとか、あるいは観光庁であるとか、余り
全部言うと問題かもしませんけれども、林野庁
であるとか、いろいろござりますよね、特許庁も
そうだと思います。こういう省庁というのは現場
に近いところにあってこそ機能の充実を図れる、
あるいは情報が集約できるということだと思いま
すし、また、全国の人から見ても、東京に行かず
に大阪で、京都で、名古屋で、北海道で、様々な
仕事がこなせるという地方創生の大変いい機会に
もなつてくると思います。

まあ一朝一夕にいかないことは大変よく分かつ
ておりますけれども、こういつた首都機能の一部
移転についても引き続き検討をしていただき、こ
れから、地方の方から提案等もできるような仕組
みがあるようございますので、この点について

石破大臣のリーダーシップをよろしくお願ひ申し
上げます。

○國務大臣(石破茂君) 滞みません、ありがとうございます。
ございました。いい機会ですので、せっかく御質
問というか御提案をいただきました。

今私どもの方で、全、東京都を除きます四十六
道府県にお願いをしておりますのは、これは国会
でも御議論いただきましたが、国の機関というの
はこんなものがありますというリストを全部の道
府知事の太田房江委員から大阪を中心とした御
質問をいただきましたので、私はちょっとマクロ
的な議論をさせていただきたいと思います。

ただ、今日は地域再生の議論でござりますので、
余りユニバーサルサービスの話は申し上げない予
定でございましたけれど、先ほど太田委員からガ
ソリンスタンドの話がございました。

実際に、私は全国比例区でございますので、地
域を回りますと、市町村でもガソリンスタンドが
ないところがどんどん増えているんですね。実際
にお父さん、お母さんとお話ししていると、も
う七十歳超えた方が、ガソリンを入れるのに四十
分ぐらい運転してガソリンスタンドに行つている
という、そういう状況を実際に聞かせていただき、
この地域というのはどうなるんだろうということ
を考えさせていただきましたし、また、電力の自
由化が始まり、これから送電会社が責任を持つと
御提案をいただき、それを受けた私どもは、駄目
ですよということを言うのではなくて、どうすれば
ができるかということと一緒に考えるということ

が配電コストの内容を知り、自分たちの三十倍、
四十倍のコストを負担している人と料金が同じな
のでいいのかというような議論が私は絶対起きて
くるのではないかと、電力の恐らくユニバーサル
サービスはまずいんじゃないかなと。

あと、同じように通信の問題、あと金融の問題、
あと輸送の問題。やはり地域に行きますと、もう
しゃっていますけれど、本当にそれだけで解決で
きるかということについては、是非大臣、ユニバーサ
ルサービス、きちんと議論して準備していただ
きたいと思います。

それは何かと申しますと、例えば、先ほどガソ
リンスタンドの話が出ましたけど、ガソリンスタ
ンドであれば資源エネルギー庁の燃料部ですよ、
電力だったら電力基盤課ですよ、交通だったら國
交省ですよと。あとまた、例えば金融であつたら、
金融庁じゃないんですね、これ、総務省なんで
すよ。総務省の郵政が金融のユニバーサルサービ
スに責任持つていてるという状況で、各省庁ばらば
らにこのユニバーサルサービスの議論が行われて
いまして、統一された考え方がないんですね。

これは、この業界に義務を課すからいいでしょ
う、ここについては例えば特別会計で支援金を出
してあるからいいでしょと。いろんな様々な考
え方があって統合されていませんので、是非、大
臣におかれましては、やはり中心の部署、部隊が
あつて、それぞれの考え方をまとめて指揮してい
ただかなければ、各役所が自分たちの考え方では
らばらにやる、そうすると哲学がありませんから、
いや、こっちの方はこうなつていいけどこっちは
こうですよと、恐らくまだら模様になる可能性が
非常に高いなということがありますので、これは
ちょっと質問というよりも提言でござりますけれ
ども、ちょっと大臣、よろしいですか、突然あれ
ですけど、お願ひします。

恐らく、自由競争した場合に、町の中の人たち

○国務大臣(石破茂君) 要は、その役所の理屈ではなくて、そこに住んでいる人にとってどうなんだということを第一に考えないと、これはとても地方はもたぬねということだと思っております。それは言葉を換えて言えばワンストップ化ということなのかもしれません。

今、私どもで取り組んでおりますのは、例えば、昨日は佐賀県をやつたのですが、霞が関のコンシェルジュ制度というのをつくっていまして、それはもう、これは経産省に行つたら断られちゃいました、それでもう泣いて帰りましたではどうにもならないので、それじゃこれ農水ならできないか、国交と組み合わせたらどうなるのかということで、とにかく使う側の立場に立つて、どうすれば早く便利なかということを第一に考えないと駄目だと思っています。

委員御指摘のように、統一した哲学というのはないですけれど、そこにおける統一した哲学といふのは、やはりユーザーフレンドリーというのでしょうか、その人々にとつて早く使いやすいかどうか、煩瑣でないかどうか、本当に暮らしがどれだけ良くなつたかということを常に心掛け、ワンストップ化あるいは重複の排除というこ

とをやつていかねばならないと思つております。

○藤末健三君 ワンストップ化もそうでございますけれども、ユニバーサルサービスということやつぱり基本的な考え方を是非大臣、構築していただきたいと思います。

あるところ、例えば金融とか郵便サービスについては郵政会社が責任持つてくださいという形で投げている。例えば、ガソリンスタンドについてはもう基本的に自由ですから、補助金出してやるという話になつてゐるんですよ。交通については地方自治体が独自に頑張りましょという話になつて、交付金で少しぐらいサポートしましょとかねという話になつてござりますし、電力については完全に自由化して、送電会社が責任持つと言いますけど、私は多分難しいと思つています、これは、海外の事例見ていると。まあこれ、ちょっと

と委員会が違うから余り深くは申し上げませんけれど。そういう形でございまして、やはりユニバーサルサービス、少なくともそこに住むわれる方々がきちんと同じような生活インフラの供給を受けられるようなこと、それは誰が責任持つてどういう手段で確保するのかということについては、是非大臣主導で議論していただき、それを今もう始めておかない、恐らく整理だけでもしていただかないと、各役所もばらばらに走つてますから、是非ちょうど整理をいただきたいと思います。

そこで、地域の経済の話にちょっと話を戻させたいと思いますけれど、私は、地域の経済につきましては大きく三つ議論させていただきたい

と思つています。

まずは、大きく地域の経済を活性化する枠組みは何かというのが一つ。そして、二つ目にございまるのは、特に私は、介護とか医療といった福祉のサービスが地域を活性化するというのは、大きなインパクトが、即効性が高くインパクトが大きいというふうなことをお話ししさせていただきたい。そして最後に、エネルギーの地産地消ですが、電事法が改正され、私は、地域においてエネルギーをつくり、そして使い、そして雇用を生むということをやつていかねばならないと思つております。

○藤末健三君 ワンストップ化もそうでございま

せす。なぜそういうことを申し上げるかというと、役所の人たちは、需要者とサプライサイド、供給者がいるじゃないですか、みんなサプライサイドの人たちは会うんですよ。私は、役人させていたただきましたから、もう供給側の人とはいろいろな話ををする、協会もありますと。じゃ、一方で、消費者サイドの人たちと会つて話をしているかというと、ずっとほとんどがデスクに縛り付いている、霞が関において、真夜中まで働いているわけですよ。じゃ、実際に田舎のおじいちゃん、おばあちゃんがどういう暮らしをされていて何で困っているのかつて、なぜ消費ができるのかつて、恐らく月額十万円以下で暮らされている方はいっぱいいますよ、はつきり言つて。体感できていないです、それが、何に困られているかつて。そういう中で、私はやはり、まあこれはこれで必要だと思いますけれど、是非、需要サイドの考え方をやつていた

ことがあります。この需要サイドにつきましてはいろいろなことがござりますけれど、特に医療の問題を取り上げさせていただきたいと思います。お手元に資料をちょっと配らさせていただいておりますけれど、これ二枚目をちょっと御覧になつていただきたいんですが、これは二〇〇四年でちょっと古いデータでございますけれど、医療経済研究機構が作ったデータをちょっと

今日この地域再生法及び一括の規制緩和の法律でござりますけれど、私は、特にこの地域再生法を読ませていただきますと、例えば、工業

の方で加工させていただいたものでございます。

これ何かと申しますと、ある予算を、例えば公的な予算を使つたときにどれだけの雇用誘発が起るかということを比較したものなんですね。ど

ういうことかとすると、例えば一千万円の予算を使います。そうすると、介護でいくと八割近く、七割から八割近くが人件費なんですよ。ですから、介護というのはほとんどが人件費に落ちる。です

から、そういう施設費とかいろいろな日常で使うものがございますけれど、多くが、介護は人件費になります。

例えば、住宅建築と書いてござりますけれど、住宅建築などを見ますとこうなつてあるかというと、十九位と書いてござりますけれど、例えば、住宅建築ですと、材料費、あとは機械を使うお金とかで、大人体費が二割から三割という状況でございまして、例えば木材だつたら海外から輸入してくる材木とかで使うわけでございますので、国内経済的にはどうかということがござります。

当然、不動産、金融というもののについては人件費の割合がもう著しく低くなつてているということです。ですから、私は、是非検討いただきたいのは、介護の、あとまた医療も十五位とござりますけれど、介護に類するサービス業、これは予算を付ければそれだけ人件費にすぐ反映できる。そして、特に介護士の方の数を調べていただきたいんですけれど、地方ほど人口割合高くなつてます、今、明確に。ですから、介護士の給料を上げることによって需要サイドを活性化できるというふうに考えますけれども、その点、石破大臣、いかがでしよう

か。

○国務大臣(石破茂君) それは委員と見解を全く一にいたすところでござります。

国が定めました。閣議決定いたしております総合戦略におきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての御希望をかなえなければいけないと、このような観点から、若い世代の経済的安定とい

のを柱に据えて、若者、派遣労働者も含めた非正規雇用労働者の安定雇用の実現ということをうたつておるわけでございます。介護報酬が別に不安定雇用だと申し上げておるわけではありません、全般のことを申し上げているのですが、やはり一万二千円月額引き上げるということをうたつておるわけでございます。介護報酬を引き下げておきながら何だという御議論もありましたが、そこはそういうような仕組みになつてはおらないのですけれども、何にしても、今まで地方を支えていたのは、公共事業に伴う建設業と企業誘致による、そこに雇用があつたと思います。それがかなり医療と介護にシフトをしているのですが、その賃金が低いということは極めて問題であるというふうに考えております。離職率も高いです。これではどうにもなりません。

○藤末健三君 今、たしか介護の国の予算が大体

二兆二千億円なんですよ、大臣。これを、簡単な試算なんですけれども、一兆円プラスするだけで介護士の方々の給料が百万 大体 単純計算すると上がります、全部お金がそこまで行くとすると。大体二百五十万ぐらいの年収の平均の給与の中で、恐らく百万プラスするとさまじい効果だと思うんですね。私、公共事業で例えば補正で三兆円とかなんとか上げますけれど、コンスタントに介護の方々の給与を上げるということは即効性が非常に大きいと思いますし、恐らく多くの方々は、僕は少子化対策にも役立つと思うんですよ。

大臣、多分御存じのとおり、この少子化という問題、三十代の男性を見ますと、年収が三百万円以下の方々の既婚率つても一〇%切っちゃつているんですね。じゃ、一方で、三十代の男性で六百万円以上の収入がある方々の既婚率を見ると、それはもう四〇%近い。最終的に結婚できる人の

率もはるかに高い。既婚率でいくともう四倍違うんですよ、大体。それは何かというと、やはり、介護が別に不安定雇用だと申し上げておるわけではありません、全般のことを申し上げているのですが、やはり一万二千円月額引き上げるといふことをうたつておるわけでございます。介護報酬を引き下げておきながら何だという御議論もありましたが、そこはそういうような仕組みになつてはおらないのですけれども、何にしても、今まで地方を支えていたのは、公共事業に伴う建設業と企業誘致による、そこに雇用があつたと思います。それがかなり医療と介護にシフトをしているのですが、その賃金が低いということは極めて問題であるというふうに考えております。離職率も高いです。これではどうにもなりません。

医療、介護に従事される方々に安定的な雇用と、建設業、製造業と同じくらいまで行くかどうか、ここは努力の仕方ですが、収入というものを上げるということは、地方創生にとつて極めて重要な課題でございます。

○藤末健三君 今、たしか介護の国の予算が大体二兆二千億円なんですよ、大臣。これを、簡単な試算なんですけれども、一兆円プラスするだけで介護士の方々の給料が百万 大体 単純計算すると上がります、全部お金がそこまで行くとすると。大体二百五十万ぐらいの年収の平均の給与の中で、恐らく百万プラスするとさまじい効果だと思うんですね。私、公共事業で例えば補正で三兆円とかなんとか上げますけれど、コンスタントに介護の方々の給与を上げるということは即効性が非常に大きいと思いますし、恐らく多くの方々は、僕は少子化対策にも役立つと思うんですよ。

大臣、多分御存じのとおり、この少子化という問題、三十代の男性を見ますと、年収が三百万円以下の方々の既婚率つても一〇%切っちゃつているんですね。じゃ、一方で、三十代の男性で六

百万円以上の収入がある方々の既婚率を見ると、それはもう四〇%近い。最終的に結婚できる人の

率もはるかに高い。既婚率でいくともう四倍違うんですよ、大体。それは何かというと、やはり、介護報酬が別に不安定雇用だと申し上げておるわけではありません、全般のことをうたつておるわけですよ、奥さんと家族をいたおっしゃつていたんですよ、奥さんと家族を養うだけの自信がないと。ですから、私は、やはり介護士の方々の給与を上げることは地域を活性化することにまずつながりおつしゃつていたんですよ、奥さんと家族を養うだけの自信がないと。即効性は高いと思います。給与が上がりりますから、恐らく消費される。同時に、少子化の議論をされていますけれども、私は女性が社会進出することもプラスになるとは思いますけど、それよりもやはり結婚できない若者を結婚していただくことが大事だと。なぜかと云いますと、結婚された方々は平均二人お子さんおられるんですよ。いや、何で一・四とかになつちやうかというと、結婚されないから。じゃ、なぜ結婚できないかと、いうと、収入が少ないからなんですね。家族を養えるかという話になつちやうから。

ですから、是非大臣、大臣のおられるうちに、介護で経済活性化ということをばんと打ち出して貰えたらどうぞいい評価されると思いますけれども、いかがですか、これ。

○國務大臣(石破茂君) また、厚労省とも委員は濃密な議論をしておられるかと思いますが、三百

万の壁というのがあることは、これは事実だと私は思っております、数字がそう出ておりますので。

三百万を切るところだと下がるというのは、確かにそのとおりであります。

今私どもの中で議論しておりますのは、それを上げていかねばならない。いわゆる団塊ジュニアの世代のときにリーマン・ショックがぶつかりましたもので、それはかなりアクシデント的なこと

があるんですが、そのときにもっと別の政策が打てなかつただろうかという反省は私自身は持つております。恐らくこれは正しいと思うんですね。人間の人口構造というのはそんなに簡単に変わら

ませんから、変わらないんではないかと。何を申し上げたいかというと、恐らく首都圏に高齢者がどんどんどんどんあふれるような状況になる。彼らが提案しているのは、そういう方々を提案しているんですよ。ただ、これ多分できな

いです。できない。

なぜできないかというと、介護保険料、四十歳から六十五未満の人たちは基本的に国が、中央が

支拂する介護保険料になつていますけれども、

ですから、ある意味、均一です。ところが、六十

五歳以上の方々は地域によってまだらなんですね。これは多分余り知られていないかもしれませんけれども、一号保険といふ、六十五歳以上の方々が介護保険料を払うのを一号保険といいますけれども、この六期、最新の保険料の市町村別の月額基準額を見ますと、何と一番低いのが鹿児島県の三島村といふところで二千八百円、一番高いのが奈良県の天川村といふ、天の川と書いて天川村といふところがございますが、八千六百八十六円と三倍近く違いますので、何と三倍近く違います。五歳以上の方々は地域によってまだらなんですね。これがかなりアカシデント的なことかといふと、わざわざ、東京では若者の人たちがいっぱいいますよと、実際に首都圏は低いです、概して。若い方がいて保険料が安いところから高いところには絶対移らないと思います、私は。簡単な原理でござりますけれども。

ですから、もし将来、これは十年後の予測になりますけれども、じゃ、十年後に、今の団塊の方々が介護を受けられるようになると、そのとき

に首都圏では介護のサービスが足りませんと、

いや、地域に移つていただきかなきやいけないけれども、地域に移つていただきことによって、ます

ます高い介護保険料、六十五歳以上の一号の介護保険料が上がつてしまふような

構造になつていて思つんでよ。ですから、是非、構造を見直していただきたいと思いますし。

また同時に、私、ちょっと個人的な提案なんですが、ふるさと納税制度、これは非常にい

いんではないかと思っていまして、後で御質問しますけれども、ふるさと納税制度のよう、ふるさと介護保険料制度みたいなのをつくつてはどう

かなど私は思います。

何かというと、私の両親は今、尾辻先生の地元である鹿児島なんですね。はつきり言つて介護保

介護料はやっぱり相当払っています、かわいそうに。いや、本当に、聞いたらびっくりしますもの。それを見て思うのは、私は、やはり地域に介護保険料を納めたいですよ。ところが、今全体でブルーされて入っているじゃないですか。ですから、私は、例えば、もう高くなつてもいいから、自分の両親が世話をなつている市町村に介護保険料を納めたいという制度を設計してもいいんじゃないかなと、そろそろ。多分、私、いると思います、そういう人々たちは。それによつて介護保険料を下げて、負担を下げる、高齢者の方々が、六十五歳以上の方々が安心して介護を受ける地域に行つていただくということをやつていかないと、この格差があると、恐らく介護保険料が安いところにみんな移住するぐらいのことやりますよ、これ。今は三倍ですけど、それが四、五倍になつちゃえば。それで本当に幸せかどうかといつ話もあるし、その地域が多分疲弊しますよね、恐らく。ということについて思うんですけど、その介護の保険料の格差、これは正策について、ちょっと役所の方で誰かお答えいただければ、お願ひします。

○政府参考人(芋谷秀信君) お答え申し上げます。

今、介護のふるさと納付の話がございましたけれども、もう先生御存じのとおりでございますけれども、各市町村ごとに異なる金額で賦課徴収されますが、高齢者、六十五歳以上の方の保険料とは異なりまして、いわゆる第二号被保険者、四十歳から六十四歳までの現役世代の介護保険料は、個々人が加入する……

○委員長(西田昌司君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(芋谷秀信君) はい。

○藤木健三君 基本制度は分かつていますから。○政府参考人(芋谷秀信君) はい。分かりました。

そういうことで、ただ、全国ブルーで徴収することによって、それをまた分配するので、非常に各市町村にとっては安定した財源になつてござります。それをそれぞれの方の希望に応じて分配い

○藤末健三君 格差が増しますよとおっしゃつておられるんですけど、だつたら全部全国プールにすればいいじゃないですか。どうですか。なぜ六十五歳以上の人たちだけが格差が三倍あって、四十五歳から六十五未満の人たちは全国プールで格差がなさいかと。全く合理性がない、はつきり言つて。だつたら税金でやるべきですよ、正直申し上げて。
ということをございまして、大臣、よろしいですか、何を言いたいかというと、役所の人たちは今の枠組みしか語れないんですよ、結論からいうと。だつたら、是非、地方創生という意味で介護これ絶対、雇用を生むし、経済を生みます。厚労省の方々は、絶対、地域経済、雇用、俺たちの責任じゃないものね、地域経済は経済産業省頑張ればいいんだよね、雇用は厚労省頑張ればいいんだよねと、まあ同じ役所かもしれないけれど、そこは。という形で、やはり恐らくビューロックラティックな分断があつて、地方を再生するという意味では恐らく最適な設計はできていないと思う、僕は、さつきのユニバーサルサービスと一緒にで。
是非、やることは何かというと、この役所のいろんなやつを貼り合わせるのではなくて、役所に変えさせてくださいよ。役所がばらばらにやつたやつに横串刺す。役所がここしか見ていませんんと、高齢者の方々の介護サービスという面しか見ていませんよだけじゃなくて、雇用を見てくださいよ、地域経済もちゃんとやるようにしてくださいね、平等にしてくれと、ちゃんと、二十年後も、ということが言えるのは恐らく大臣の指揮しかないと、平等にしてくつれど、二十年後も、といつ思いますので、そこは是非よろしくお願いしたいと思います。

このふるさと納税のようないわゆる地域活性化の議論させていただきますと、ちょっと配りました資料の一ページ目でございます。これは何か申しますと、大和総研の熊谷チーフエコノミストが作られた資料をちょっと私が作り直したものでございます。

これは何かというと、縦軸が生産性ということになります。ですから、何かというと、上に行くほど生産性が高い、一人当たりの収入が上がるという形になつていて、右軸は何かと申しますと波及効果です。例えば輸送機器というのが右端にございますけど、そこは自動車で、自動車は売上げが立てば立つほどほかの産業に波及していく。まあ部品産業いろんな産業ありますからほかに波及力があると、そういう仕組みになつております。

じゃ、何を言いたいかと申しますと、この田の大きさ、これは雇用の数なんですね、実は見ていただきますと分かりますように、サービスというのは、このピンク色の丸がございますけど、これが基本的に医療、福祉、先ほど申しした介護を中心とする医療、福祉、あと教育といったようなサービス分野の丸でございます。どれだけ雇用が大きいかということ。また、雇用が大きいということは、生産性が低いんです、非常にですから、ここを上に上げていくということができないければ、恐らく地方経済はなかなかいかないんじゃないのかと。ですから、是非ともこの部分を上に上げていくという、生産性を上げる。

生産性を上げるというのはそんな難しくないですか。簡単に言うと、給料を増やせば生産性は上がつる。

ちやうんです、これ計算上、いや、本当に。ですから、介護士の方々の給料を上げれば、上がった分だけ生産性は計算上上がつちやうんですよ、効率化しなくても。それが基本でござりますので、是非この赤い丸の部分を上に上げていくというこ^{ト。}

そして、もう一つ申し上げますと、右の部分の輸送機器、電機、化学というのがござりますけれど、ここは国際的に戦っているところ、ですから、ここはもう稼げるところなんですね。まさしくそ^{うなんですね、稼げる部分でござりますので、こ}の稼げる部分をどうやって強化していくか。

特に、地方にその稼ぐ部分、今工場はどんどんどんどんなくなつたじゃないですか。具体名を言^{うとあれですけれど、やっぱり工場が抜けた町はシャツターハー街になるんですよ。アーケードはがらがらですが、工場一個なくなれば、なぜかといふと、工場は波及効果が大きいからなんですね。自動車の工場が海外に行きましたと、その町はほとんどもうなくなつています、基本的に、機能が。なぜかといふと、自動車産業、電機産業もそうですけれど、経済波及効果が大きいので、その工場が抜けただけで経済が丸ごと、木だけじゃなくて根っこごと抜けちゃうような形になるんですよね。}

それをもう一回戻す、若しくは新しい木を育てるということがまさしく地域経済にとっては必要なことだと思いますが、大臣、もしよろしければ、いいですか。

○國務大臣(石破茂君) いろんな御指摘ありがとうございます。なるほどねと思ひながら聞いておりました。

介護の部分はまだいろんな発展の余地があるというか改善の余地があるというか、確かに、介護で稼ぐ力というと、これは一体何だろうねという気がいたします。さはざりながら、それでは給料をそのまま上げていけばそれでいいかというと、そういう話にもならぬのだろうと。

委員の方がはるかによく御存じですが、例えば介護に従事する方々、いろんな訪問介護等々に從

税を実際に行つてゐる現場を見てきまして思ひましたのは、やはり自分のあるさとに対する貢献ということをしていただくこと、そしてまた、地域の産物をきちんととほかの地域に売り出すとともに、すごい宣伝になつてゐるんですよね、それが、地域の産物の。

あるさて納税、お金が入るだけじゃなくて、地域の活性化の商品をきちんと出すことによって地域の活性化をするということにながつてていると思うんですねけれども、そういう具体的にいい事例を地方自治体の方にもっと広げていただきたいと思います。私が美祭町お会いした市長さんは、市長さんは

○政府参考人(青木信之君) お答えを申し上げま
す。 いかがでござりますか。よろしくお願ひします。
ふるさと納税を所管している方々の啓蒙が薄いん
じやないかなと思うんですけど、その点、いかがで
おつしやつてはいるんですよ。やりたくないって何
ですかということですけれども、なぜやりたくない
といが分かるんですよ。知らないんですよ、その効
果を。何か税制がゆがむから入れたくないとか
言つていませんけれども。ただ、あなたね、地元の
商品をきちんと売り出さんですよ。それでどれだけ
の雇用が生まれますかという話なんですよね。
ですから、それは恐らく、失礼ですけれども、
と言つてはいるんですよ。やりたくないって何
ですかということですけれども、なぜやりたくない
といが分かるんですよ。知らないんですよ、その効
果を。何か税制がゆがむから入れたくないとか
言つていませんけれども。ただ、あなたね、地元の
商品をきちんと売り出さんですよ。それでどれだけ
の雇用が生まれますかという話なんですよね。

ふるさと納税制度につきましては、平成二十七年度の税制改正において、控除限度額の引き上げ、また確定申告なしにふるさと納税のメリットを受けることができるワンストップ特例制度、こうした拡充もしました。

是非これは、地方創生を進めていくためにもこの制度を活用いただきたい、そういう観点から私ども、地方団体に様々な場で制度の拡充の内容について説明させていただくとともに、ポスターを作り配布をし、また、お話しもございました。地方団体の取組を紹介するために総務省にあると納税ポータルサイトを開設して、地方団体の取組

委員会会議録第五号 平成二十七年六月十日 【参考】
組を積極的に広報をしてきてまいります。

お話しの、ふるさと納税していただいた場合に地元産品を返礼品として活用すること、これも地元産業なり地域のP.R.という観点から大変意義があると思っておりますが、ただ、この返礼品の送付が過熱をしているという点につきましては、地方側からも節度ある運用がなされることが求められるという認識が示されているところでございまして、まずは地方団体側で良識ある判断の下に制度の趣旨に沿って運用を進めていただきたいと、いう考え方方に立ちまして、四月一日付けで大臣から通知をさせていただいております。

た積極的に活用されるよう促してまいりたいと考
えております。

○藤末健三君 お願いがありまして、私が知つてゐる範囲では、各市長さんがどれだけ効果を理解しているかといふのは、ちょっとクエスチョンだと思っているんですよ。たしか、自治体ごとのふるさと納税の金額はばあっと出されているじゃないですか、どれだけあつたかと。実際にどういう地域で調べておられないですよ、多分。私、それまでしたことないんですよ。たしかに思います。

そういう、きちんと市長さんたちに、首長として、私たちに導入を理解してもらわなければ、いつも公務省さんはそうなんですよ。各自治体が判断してやりますよとおっしゃっているじゃないですか。私たち知りませんとおっしゃけれども、きちんとした情報を提供できなければ、していただけなければ、恐らく判断付かないと思いますよ。

から、作る方を一緒にさせていただきますから、どういう効果があつてどうだということはマクロ的には分かりますけれども、恐らく、市長さんと話していると、隣の市がやつていてやつていいのかですよ、極論すると。で、税収はそこはいつぱい増えましたねという話になっちゃうじゃないですか。

違つて、税収はどれだけ増えていつて、地域の

産物はどれだけ売れて、どれだけの経済効果があつたぐらいのことは共有してほしいですよ、恐らく。いかがですか、やつていただくなれりんですけれども。

○政府参考人(青木信之君) ふるさと納税を活用した寄附、増えてきてまいりつて、いると思います。平成二十六年度、二十五年の数字になりますけれども、百四十一億の寄附がござりますが、そういう寄附に伴いまして、地域とそれから都市との交流が深まつた、あるいは雇用も増えたというような報告も聞いております。

た寄附に對して返礼品といふことの話に關しては、やはりしつかり節度がある運用が求められる

○藤末健三君 大臣、いかがですか、この会話、このすれ違い。いや、だから、まさしく彼は自分のテリトリリーで一生懸命おつしやっているから、僕は文句言いませんよ。それは、官僚の人たちは自分の与えられた場所でおつしやるのが務めだから、あると思いまして、私ども、そうした点も含めて、地方団体側と膝を交えて話をしているところでござります。

税制だけですもんつて。御理解いただけます、これ。私は
ら、だから、雇用関係ないんですよ。○國務大臣(石破茂君) といふようなやり取りを
され。じゃ、大臣、せっかく、はい。
役所の中でもやっているわけでありまして、官僚
出身の委員がおっしゃると極めて説得力のある話
だと思つたりしておるわけであります。
ふるさと納税について申し上げれば、確かに

おつしやいますように、金額だけが出てきて、どういうような雇用が創出されたか等々が余り私も聞いたことがございません。もちろん、総務省所管のことですから、総務省ともよく御相談をしながらやっていきますが、ふるさと納税、正しく言えば寄附金でございますけれど、これはやはり地域によってえらべ差が出てくるんですね。やりた

くない」というところはあるんですけども、そこ

はいろんな創意工夫をすることによって税収が増加する。たゞ、たったの交付税措置が出てくるわけでございります。ですから、結果平等を志向しますが、ところの交付税ではなく、そしてまた決まり切ったパターンの、それが悪いとは言いません、補助金ではなく、地域の創意工夫が生きるという意味で、この寄附金というのは非常に意味があるものだと思っておりまして、それが活用できるかできないかは、まことにこの自台本の能力に懸かっているございります。

さしくやこの政治体の暴力に畏がてしないからと思つております。

雇用が増えたということは、それはそれでいいの
であって、もちろん、何ですか、金の手裏剣を返
しゃいやいけないとかいるんな話はあるんでしま
けれども、華美にならないようなどいうのは、そ
れは当たり前の話であって、やはり創意工夫を最
大限に伸ばす、そしてまた、そこにおいて自治体
の経営能力が問われるということはもつとシビア
に見てしかるべきものだと思います。

○藤末健三君 ありがとうございます。

また、総務省におかれましても是非雇用法の立派な法律として認められておるが、そういういう、首長さんが、ああ、これやらなきやいかぬなど思うことをちょっとと挙げていただきたい。あとやり過ぎについては、私も逆にガイドラインを早めに出していただかなければいけないと思いますよ、それ。自治体さんに任せるという話じやなくて。そこはもういいですけれど、とにかく是非、大臣のイニシアティブで、各役所は自分の

持つて いる目的が違うので、地域の経済、雇用と
いうところに軸をずっと合わせるという作業を是非やつていただきたいと思いますし、またロングラン
レンジで、全総みみたいなイメージを持つて是非設計を進めていただきたいと思います。

そこで、エネルギーの話をさせていただきたい
と思います。

先ほど申し上げましたけど、バイオマスなどが今進んでいますし、同時にいろんな取組がありますして、私、自然エネルギー促進議員連盟という超党派の議員連盟の事務局長をさせていただいていますので、新しい小型の発電システムなんかの開発なんかも見させていただいています。

ください。これで結構です、はい。頑張っていた
だきたいということをお願いさせていただきたい
と思います。

域に雇用をつくるという、それを是非やっていた
だきたいと思いますが、大臣、いかがでございま
しょうか。

思つて いますから、F-I-Tだけじゃなくて、ある程度こういう形で、これだけのマスは、日本のきちんとしたものができれば、マーケットあるよと

党派の議員連盟の事務局長をさせていただいていますので、新しい小型の発電システムなんかの開発なんかも見させていただいている。

行くようにして、光が弱くても育つ作物を植えると、収穫高はもう逆に上がるくらいになつてゐる。あとは小型の、何といつんですかね、煙突形の風力発電機とともに開発している企業もございまして、そういうものを地域に導入することによって地域の活性化が図れるというふうに考えんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) 副指摘のとおり、再

御指摘の、例えば小規模な風力発電ですとかあるいは水力発電、こういったものにつきましては、まず、例えば固定価格買取り制度で高い買取り価格を確保するとか、あるいは様々な予算措置を通じまして、例えば小さい落差でも効率的に発電できるような水車の開発でございますとか、あるいは小型風力についての部品の標準化でコストダウンをしていくといったような技術開発等を進めております。

また、地域で再生可能エネルギー事業をやると
いうことになりますと、やはり情報でござります
とか人材、こういったものも非常に必要でございます
までの、各種施策をワンストップで提供できる
ような窓口の設置でございますとか、あるいはガガ
イドブックの策定、あるいはスキル標準、人材が
どんなスキルを持つていなきやいけないかという
そういう標準化を進めたり、様々な取組を今現在
進めているところでございます。

ください。これで結構です、はい。頑張つていただきたいということをお願いさせていただきたいと思います。

石破大臣、これもまた同じことなんですよ。地域でエネルギーをつくりますという話があるじやないですか。それで、一つお伝えしたいのは、地方公共団体が自分たちで発電所を持つているんですね、実は。余り知られていませんけど、これらに水力が多いです。なぜかというと、電力が普及したときに、地域の例えば中山間地なんかにはなかなか電力行かなかつた。それで、自治体が自ら乗り出して電力をつくり、それがずっとまだ残つているんですよ。そういうものに対してもやはり、何というか、先ほど申し上げた電力のユーバーサルサービスという観点が必要じゃないかと思いますし。

また同時に、いろんな地域の特性がございますので、地域で地産地消を強力に進めることによって、その地域の特性に合った新しい発電の技術が僕は生まれると思います。実際に今バイオマスなんかを見学してきますと、ほとんどがドイツとかから持つてきているんですよ。例えば畜産なんかでのバイオマス、ふん尿の処理をしてバイオマスをつくっているんですけども、結局、ドイツの牛、あと草とか日本と違うので、やっぱりある程度壊れやすいし、使えなくなるんですね。例えればバイオチップもそうで、向こうの材質とこっちの材質は違うから、こっち用のやつをつくれば、また新しい技術が開発できるんですね。ただ、それがまだできていないんですよ。

ですから、やはりそれは国が首領を取つて、地域で雇用をつくるために地産地消のエネルギーシステムをつくると。恐らく、それは価格的には競争力ないですよ、正直言つて。これから自由化されて何が増えるかというと、間違いなく石炭が増えるはずなんですよ、このままいくと。この資源が安い状況で、バイオマスであり、太陽光であり、風力が戦うということはなかなかできない。

域に雇用をつくるという、そ
だきたいと思いますが、大臣、
しょうか。

○國務大臣(石破茂君) 群馬県の上野村といふのがございまして、そこは、まさしく委員御指摘のように、ドイツからシステムを入れて稼働するべく準備をいたしておりました。これは最初ですから、日本にまだそういうシステムないので、バイオマスは、それも一番最初がドイツのものって、それは当然のことで、ドイツの技術者も来てやつておりました。ただ、これを日本に合ったように変えていかねばならない。

そして、コストはまだ下がるはずです。もちろん石炭との競争はできませんが、やはりもつと下げる余地はないかということは、F.I.T.の在り方とも整合させなければいけませんが、まだ下がる余地はあるだらうということ。

そしてまた、サブシステムとして、やはりエネルギーといふものをどれだけ自分の国でつくりていいかということは雇用と併せて考えていかねばならないことで、円が高いと言つたら国が潰れると言つて騒ぎ、円が安いと言つては国が潰れると言つて騒ぎ、あるいはエネルギーとか食料とか、国家が生きしていく上に必要なものを外国に依存するということは余りいいことだと思つております。決してメインのシステムにはなりませんが、サブシステムとしてそういうものを地方が雇用と併せて動かしていく必要がございます。

○藤末健三君 私、実は帯広でそのドイツのシステム見てきましたんですよ。何が起きているかというと、やっぱり壊れやすい、正直言つて、いろんなものが違いますから。かつ、修理にやたら時間が掛かるんですよ、向こうからやってくるから。地元の人が何をおっしゃつたかというと、きちんとある程度の数が売れることが分かれば俺たちつくれると言うんですよ、実は。ただ、幾ら売れるか分からないから怖くて手出せないと。

だから、政府がある程度の支援をして、F.I.T.

思っていますから、F.I.T.だけじゃなくて、ある程度こういう形で、これだけのマスは、日本のきちんとしたものができれば、マーケットあるよということを示したらやりますよ、日本の企業は。ですから、是非地域を再生するために、それで帯広に、有名詞出したらまずいと思いませんけど、帶広に一つそういうバイオマスの会社ができる、それだけでまた雇用も生まれますし、また、日本と同じような草の性質を持つたところであれば、それ輸出できますからね、恐らく。

それは風力も同じです。風力もやはりヨーロッパの風と日本の風違いますから、日本の風の中で実験することによって新しい仕組みができた、それがまだどこかの国でやれますし、あと台風がある地域でしたら東南アジアに出せるんですね。ヨーロッパのやつは東南アジアで使えないんですね、実は、台風が来ないから。

というようなこともありますので、是非地域で新しいイノベーション、エネルギーのイノベーションを起こすという観点をやつていただきたいと思います。

ちよつと幾つか質問ができなかつたところがございますが、総括しますと、やはり介護の問題とかヘルスケアの問題は、是非大臣が中心となつて長いレンジでやっていただきたいと思いますし、経産省におかれましても、総務省、ちよつと御質問しませんでしたが、是非I.C.T.を使ったヘルスケアを地域でやっぱり育てていただきたいと思います。

また、エネルギーにつきましても、今、多分、木村部長もお忙しいと思いますけれども、やっぱり地域の経済を活性化するための在り方みたいなことも是非考えていただき、それを大臣の下に統合していただき、大臣は、やはりいろんな項目の中から長期的なレンジをつくっていただき、その長期なレンジができれば恐らく起業家が動くと思うんですね。みんな先が見えないから動かないんですよ。じゃ、これが例えれば投資したらこれだけの

新しいイノベーションは必ず起きますので、そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

公明党では、活気ある温かな地域づくり推進本部というのがございまして、そこでは人に焦点を当てた五分野に重点を置くような提案をしております。すなわち、地域仕事支援、二つ目には都市農村交流、そして三つ目には奨学金を活用した大學生などの地方定着の促進、そして四つ目に子育て世代包括支援センターの整備、そして五つ目が中山間地域などでの小さな拠点形成、いわゆるコンパクトビレッジでございます。

このコンパクトビレッジに関して言いますと、これは、いわゆる地域再生拠点とその周辺にある各集落を結んで小さな拠点といふに考えていたるというふうに私は捉えておりますが、その各集落を結ぶのに交通のネットワークが重要なになってまいりますが、この部分については、地域再生法案では持続可能な公共交通網の形成を計画に記載できるようになっております。

しかし、実際、この交通のネットワークというのは、具体的に申し上げれば、これはコミニニティーバスとかデマンドバスとかということになりますが、この運行というのは、うまくいくといふところもござりますけれども、なかなか厳しいといふ現状が多いというふうにも捉えております。

そういう意味で、この持続可能な公共交通網の形成のために国として今後どのような支援を考えているのか、これは国交省に伺いたいと思います。○政府参考人(藤井直樹君)お答えいたします。

地域再生拠点の形成を通じまして、地域の活力を維持し地方創生を図つていくに当たりましては、委員御指摘のとおり、持続可能な公共交通網の形成、大変大きな役割を果たすものと考えております。

このことを踏まえまして、国土交通省におきま

しては、昨年、地域公共交通活性化再生法を改正をしていただきまして、これによりまして、地方公団団体が先頭に立つて地域公共交通に関する計画を作成し面的に地域公共交通ネットワークの再構築を図る、こういった仕組みを新たに設けたところでございます。

これらの計画の中に、デマンド交通あるいはコミュニティーバスの導入、先ほど委員の御指摘のような、小さな拠点と周辺の集落をきちんと結べるような、そういう交通手段、先ほど申し上げたような多様な交通モードを組み合わせつつ地域の足を確保する、こういった取組を各自治体それぞれの状況に合わせて創意工夫の下に計画が作成されることを期待しております。

私ども国土交通省としましては、このような取組につきまして、地域公共交通維持確保改善事業という補助制度を設けまして、その補助制度に基づきしっかりと助成を行ふ、さらには、人材、ノウハウを含めたしっかりと支援を行つてしまりたいと考えているところでございます。

○横山信一君 地域の創意工夫に基づいてという言葉がございましたが、これは大事なことなんですが、それでも、大事なことはあるんですけど、その地域に、例えばもうバス会社が撤退してしまって、なかなか難しいですねなんという場面が出てこないとも限らない。そういう意味では、今後のコーディネーターの養成をどのように考えているのか、大臣に伺います。

○国務大臣(石破茂君) コーディネーターとかファシリテーターというのは結構いるんです。実は結構全国にいる、私も知らなかつたんですね。どちらも何か伝道師とか、いろんな名称はあります。あるいは地域おこし協力隊とか、そういう言葉がございましたが、これは大事なことなんですが、それでも、大事なことはあるんですけど、その地域に、例えはもうバス会社が撤退してしまって、なかなか難しいですねなんという場面が出てこないとも限らない。そういう意味では、今後のコーディネーターの養成をどのように考えておりま

どの研究機関や民間コンサルタンツなどに調整役として参画してもらうことなどが考えられます、こう書いてあるわけですね。

私は、現状ではこれがベストアンサーだと私も思っていますが、しかし、やはりその専門人材の確保というのが非常に重要だと思います。この専門人材というのは、じゃ、すぐに出てくるかというと、今後、この小さな拠点も、形成数なんかもKPIに入つてくれば、そういう能力のある人というのはある意味奪い合いみたいなことにもありかねないということを考えると、小さな拠点はできたけれども、それを実際に運営するにはなかなか難しいですねなんという場面が出てこないとも限らない。そういう意味では、今後のコーディネーターの養成をどのように考えておりま

す。

○国務大臣(石破茂君) コーディネーターとかファシリテーターというのをどうのと考へておられるのか、大臣に伺います。

高齢人材をいかにして地方の方に還流させるか、ということにつきましては、ここでのマッチングを行いたいんだけど、どこへ行けばいいの、ここにこんな人材が必要ですよというのをうまくマッチングがなされていないという感じを持つております。そのマッチングもしなきゃいかぬだろ。ファシリテーター、コーディネーターというものが全国に点在をしているのだけれども、それをどうするかということが極めて重要で、じゃ、俺が行くんだけど、どこへ行けばいいの、ここにこんな人材が必要ですよというのをうまくマッチングがなされていないという感じを持つております。もうちもつともございまして、これは非常に多い質問だといふに思うんですけど、小さな拠点づくりを進める上で様々な意見を調整する人材が必要だと、こういう疑問が提示をされております。もうごめんともございまして、これは非常に多い質問だといふに思うんですけど、それに対する何と答えているかというと、ですが、それに対する何と答えているかというと、

○国務大臣(石破茂君) これ、昔から言われている話で、地域を活性化するのはよそ者である、若者である、卓抜、卓越した発想をする「ばか者」である。こういうふうに言われるわけでござります。それを受け入れる側にもたしなみが必要で、行く側にもたしなみが必要で、俺が東京から行って教えてやるぜみたいな人は大体忌避されることになつております。

やはり行く側もどうやつたらば地域に溶け込めるかというのは大事なことで、村祭りには参加しない

ませんとか、地域の活動には参加しません、私は東京から来た、非常に卓越した知識を持つておつてなどと言う人はそれはなかなか難しいんだろうと思つております。受け入れる側もどうやつて受け入れるかということは大事で、やはりよそから来た人、若い人、そして卓抜、卓越した発想をする人を受け入れていかねばならないんだよねといろんなことがあってもそこはある程度、何でしよう、寛容の精神という言葉がいいのかどうか知りませんが、そういうような形で受け入れていかねばならないということだと思っております。

地方への新しい人の流れをつくるとして、東京圏からの地方転出を二〇二〇年までに四万人増やすということが掲げられております。その有力な施策の一つが日本版CCCの普及ということになつております。

んな活動をするという、そういう出し手になつて、いくとすることが必要だろう。そして、閉じた空間ではなくて、そこに若い方々、あるいは壮年の方々、あるいは大学等々、そういうものとコミュニケーションをつくるということが大事なことだらう。

てと、女性が三〇%というお話をがございましたが、三割という話がございましたが、裏返して言うと女性の七割は移住に反対していると、五十代女性だと、そういうことでござります。

この構想の検討は有識者会議によつて進められておりまして、このCCRCといふ、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティーという略なんですけれども、大都市地域の高齢者が自らの希望に基づいて地方に移り住み、地域社会の中で健康でアクティブな生活を送る、そして毛蟹、今度はふるさとそこには迷走して「かきをすけ

と思つております。
これから先まだ議論を詰めていかねばなりませんのは、そうは言つがと、東京で手に入れた夢のマイホーム、これどうしましようねということがございましよう、あるいは要介護になつたときその介護の費用をどうするか、あるいは医療費をどうするか。公斤もお手引の問題で、こ

広い年齢層を対象にしようとしているというふうに聞いておりますけれども、やはりそうであれば中高年女性の意向というのが非常に大事だというふうに考えるわけですが、男の場合は退職まではやつぱり会社社会の中にいるわけですし、でも、女性の場合にはかなり地域社会の中にどっぷりとネックフルでつぶつぶ生活をして、もうつぎながら

国におけるましては、プロセス・システムナルノ本社業等々、これが経営人材のマッチングでございま
すが、そういうようなものもやつてまいります。
そして、人材の育成も進めてまいります。そのほ
かいろいろなことをやつてまいるわけでございま
すが、いずれにいたしましても、二十八年度から
総合戦略が本格的な実行段階に入るわけで、どの
ようこ人材を使うかと、うことは先進事例をよく見

医療介護が必要なときには継続してケアを受けることができる地域づくりを目指すと、こうなっているわけですが、この有識者会議は今年の夏までにこのCCRCについての中間報告をまとめるということになつてゐるそうです。

そこで、現時点での地方創生における日本版CCRC構想の意義をどのように考えておられるのか、伺います。

○横山信一君 このCOCRについて、内閣官房が昨年、東京在住者への意向調査を行いました。また、今年こは自台本への調査も丁寧で、課題がござりますので、更なる検討を進めてまいりたいと思っておりますし、御教示を賜りたいと存します。

そういう意味では、退職した男性が、退職したら第一の人生、晴耕雨読だと憧れるのかもしれません、それが奥さんに話した場合、じゃ、一人で行つたらという、そういうことになるわけでありまして、そういう意味では、中高年女性の恋愛はかなり違つてゐる。

私は週末ごとにあちらこちらに行っているんで
すが、やはり島根県隱岐諸島にあります海士町と
いうのは随分と多くのよその人を受け入れる。そ
れによつて、あそこは、もう公共事業はこれ以
伸びないのである、どんどん削減されるのである、
交付税もどんどん減るのである。では、どうす
らびながらやつてまいりたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 藤末委員との議論の中でもございましたが、これから先、東京の高齢化は恐らく人類が経験したことのない規模とスピードで進むでござります。

地方は高齢化のピークを越えつつありますので、医療、介護には若干の余裕が生ずる地域が出でまいります。そうすると、何も東京にお住まい

うう」とでござりますが、これらの結果はどのよくなものであつたのか、伺います。

○政府参考人(木下賢志君) 委員御指摘のCCR Cの関連の調査でござります。

まず、昨年の八月に東京に住者に対しまして地方移住の意向調査したものがござります。この結果、今大臣答弁ござましたように、東京に住者

たちをどうするのかといふことが非常に私は大事だというふうに思つております。この中高年女性が移住したいと思えるような具体例の提供こそがこのCERCの成功の可否を握るんだというふうに思つております。そういう意味では、同じようなこととはちよつと違つんですが、女性という観点でいへど、農林水産省がやつ

るかということで、そこの地域の方々と外から来て下る方が一緒になつて、岩ガキというものを冷凍にして全国展開をする、あるいは隠岐牛というのを全国展開する、あるいは島前高校はもう廃校寸前であったものが一学年二クラスになる等々は、外部の人材を入れることによって、公共事業が減つても交付税が減つても町は活性化するという一つの例だと思っております。

そういう優良事例というものをきちんと多く広く展開をしていくことも私たちの責務だと考えております。

○横山信一君 ありがとうございます。

の方々を強制的に地方へ移すなどということはで
きるわけもございませんので、そのようなことを
考へておられるわけではございませんが、御希望の方、
すなわち、第一の人生は地方で送りたい、地方で
また自分の存在感を更に発現したい、あるいは地方
で学びたい等々、東京にお住まいの五十代の男
性の五割は地方に行つてもいいというふうにお思
いだ、あるいは行きたいと思っておられる。その
中のどれかだけでも地方に行つていただくため
に、いろんな施策を考えねばならない。

その意義は、まず、要介護になる前から地方
に行くということが一つ。そして、サービスの純
然たる受け手から、自分がその地域においていろ

のうち五十代男性の半数以上、また五十代女性、六十代の三割が地方への移住を意向を示しております。

また、今年三月から四月にかけて各都道府県市区町村を対象に各地域でそのCCRRCに関する意向調査を実施したところですが、特に日本版CCRRCに関連する取組を推進したいという意向をお持ちの地方自治体は二百二団体存在しているというところが把握できたところでございます。

○横山信一君 ちょっと質問の順番を入れ替えます。して、通告の順番をちょっと入れ替えますが、今、五十代男性の半分以上が移住の希望があつています。

た農業女子プロジェクトというのがあります。これは私は非常に面白い取組だと思っていたんです。が、これは現役の女性たちがどうしたら農業に興味を持つてもらえるのかという様々な取組をしたんですけど、その中の一つに、軽トラが白しかないのはおかしいという話があって、結局このダイハイツの、あつ、メーカー出しちゃいましたけれども、この白の軽トラが全部で八色の軽トラに生まれ変わったという。要するに、女性が農作業をしたいと思える環境というのは、やはり男の視点からだけでは絶対分からぬわけでありまして、そういう意味では、女性移住プロジェクトみたいなのを立ち上げて取り組んではどうかというふうにも思

第一十三部 地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第五号

うわけありますけれども、中高年の女性の心をくすぐる取組、これを大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) それが分かれば私もまた違う人生があるかもしれないと思つたりするわけであります。

委員御指摘のように、農業女子プロジェクトと

いうのは、もう本当にピンクの軽トラとか真っ赤な軽トラとかやつぱりそういうものが売れるわけですね。あるいは、女性の方がいろいろな、例えば手洗いを使いになるときに、本当にきれいで、もちろん快適でそこでお化粧ができるような、そういうのがあると、農業をやり、それが終わつたらお化粧して町に出てといふこともあるわけで、やつぱり女性の気持ちになつて考えなければ、あなた一人で行つたらということになるわけでござります。男性の五割は地方に行きたいと、でも女性は三割だと。二割のお父さんは一人で行きなさいと言われて結構悲しいなど、こういうことになります。お化粧して町に出てといふこともあるわけでございまして、そこをどう埋めるかは女性の方々に聞かないで分からぬ話だと思つております。

私ども、このCCRCを進めるに当たりまして、もちろん多くの女性の方の御意見は聞いておりま

すが、これを更に女性に特化した形で、どうすれば女性が移住しやすくなるだろうか、委員のお言葉を借りれば、中高年の女性の心をくすぐるよう

なものつて何だろうかということは私どもとしても少なくとも私として指示をして、きちんととしたプロジェクトを立ち上げたいと考えております。

○横山信一君 是非お願いしたいと思います。

新型交付金のこともちよつと触れておきたいんですけれども、日本版CCRCも新型交付金の支援対象にということも考えておられるようですが、CCRCに係る支援メニューというのは各省庁たくさんあるわけでありまして、しかし創生本部として、いわゆる従来の縦割り事業を超えた取組支援が必要だというふうに明記もされてお

りますけれども、創生本部がCCRCを牽引するためには具体的にどのような仕組み、この新型交付金を含めて、考えておられるのか、大臣に伺います。

○國務大臣(石破茂君) これは、新型交付金、先ほどの議論の中で申し上げましたが、CCRCといふものがまだ設計段階ではございます。ですか

れども、ここにおいて必要なのは、恐らく国の補助金を使って地方のいろいろな遊休地にそういう

村を忽然と出現させるということではなくて、それではない、このCCRCがですね、従来の

高齢者施設などのように違つているのかを伺います。

○政府参考人(木下賢志君) 今回の日本版のCCRC構想でございますが、次の三つの点でこれま

での高齢者施設等と違つてているのではないかと

思つております。

一つ目が居住の契機でございます。従来の高齢者施設などでは要介護になつてからやむなく入所あるいは入居というものが多かつたわけでありま

すが、日本版CCRC構想におきましては、健康な段階から希望に応じて移住をして、アクティブに高齢期の生活を営む、できる限り健康長寿を目指していくということを基本として考えてござい

ます。

また、コミニティーというのを考えましたときには、これは長野県のある町でそういうような取組を今御検討中でございますが、中心市街地にい

ろんな今空き地あるいは空き家がございます。それを活用した形でという場合には、これはまさしく自由に使える形のお金がなければいろんな調整

はできないと考えておりますので、CCRCをつく

ります場合に、この新型交付金の活用の場面は相

当に多いと思っておるところでございます。

○横山信一君 新型交付金の使い道がこのCCRCにはあるといふお話をござりますので、是非実現できるように努力していただきたいと思いま

す。

もうちょっとこのCCRCの具体的な中身についてこれから伺つてまいります。

今までにこのCCRCという概念はなかつたわけでありますから、我が国には、そういう意味では、この新しい概念を中高年層に理解してもらわなければなりません。そういう意味では、今身近にあるサ高住と、サ高住のような高齢者施設の延長上というふうに捉えられるかもしれません、そうではないと、このCCRCがですね、従来の

高齢者施設などとのように違つているのかを伺います。

○政府参考人(木下賢志君) 今回の日本版のCCRC構想でございますが、次の三つの点でこれま

での高齢者施設等と違つているのではないかと

思つております。

一つ目が居住の契機でございます。従来の高齢者施設などでは要介護になつてからやむなく入所あるいは入居というものが多かつたわけでありま

すが、日本版CCRC構想におきましては、健康な段階から希望に応じて移住をして、アクティブに高齢期の生活を営む、できる限り健康長寿を目指していくことを基本として考えてござい

ます。

また、高齢者の生活についてでございますが、従来の施設ですと、あくまでもサービスの受け手

というような受け身的な存在と考えられる傾向が強かつたわけでございますけれども、今回の日本

版CCRC構想におきましては、地域の仕事ですとか社会活動、あるいは生涯学習などの活動に積極的に参画をするというような主体的な存在として位置付けられるのではないかと考へております。

また、地域との関係についてでございますけれども、従来の施設ですと、どうしても施設あるいは住居の中で完結をして、地域社会、子供あるいは若者との交流というものは限られて閉ざされた関係でございましたけれども、今回の構想におきま

す。今はあるといふお話をござりますので、是非実現できるように努力していただきたいと思いま

す。

また、地域との関係についてでございますけれども、従来の施設ですと、どうしても施設あるいは住居の中で完結をして、地域社会、子供あるいは若者との交流というものは限られて閉ざされた関係でございましたけれども、今回の構想におきま

す。今はあるといふお話をござりますので、是非実現できるように努力していただきたいと思いま

す。

もうちょっとこのCCRCの具体的な中身についてこれから伺つてまいります。

今後、こうした点も含めて有識者会議において更に詰めまして、移住希望者に対します情報提供あるいは事前相談、マッチングなど、あるいは一定期間のお試し居住、二地域居住など、入居を判断できる仕組みなどにつきまして検討を進めて、具体的な成案を得てまいりたいと考えてございま

す。

○横山信一君 先ほどの地方創生におけるCCRCの意義について大臣から御答弁いただきました

が、その中にはやはり東京圏、急速な高齢問題が急務だということがございましたけれども、そういう意味では、首都直下なんかもやはり重要な問題ではないかと私は思つております。

では、具体的に、そのCCRCに入居する人た

ちつて具体的にどういう人たちなのかといふこと

で、最後にこれをお聞きしておきたいんですが、

実際に現役をリタイアする、また年金生活者も多

くが含まれるということを考えると、実際その受

け取る年金額つてどれぐらいを想定していらっしゃるのか、またCCRCの対象者といふのはど

ういう人たちを考えておられるのか、最後に伺い

ます。

○委員長(西田昌司君) 木下次長、簡潔に。

○政府参考人(木下賢志君) はい。

今回のCCRC構想といいますのは高齢者の希望を実現するための構想で、特に健康でアクティブな生活を送りたいという多くの高齢者の希望が

実現されるように、広がりとなつた構想となる必要があると思っております。

そういう意味では、有識者会議におきましては、厚生年金のモデル受給者、あるいはその所得、資

産の状況に応じても議論をしておりますけれども、できる限り多くの高齢者の希望を実現する観点から、一般的な退職者、例えば厚生年金でいいますとモデル年金は二十一万八千円でございます

が、そういう方々がまずは入居できる費用モデ

ルを基本としながらも、より低廉なモデル、それから富裕層も想定した多様なバリエーションも可能となるような検討を進め、成案を得ていきたいと思ております。

なお、やはり都会よりも地方の方が物価ですが人件費は安いございますので、そういう意味では、消費、居住費等の生活コストが少なくて済む上に、健康などには地域における支え手として生きがいを持つ活躍いたくとも想定しております。そして、そうした観点も考慮して、できるだけ富裕層に限定されることなく、幅広い層がこうして検討してまいりたいと考えてございます。

○横山信一君 終わりります。

○寺田典城君 寺田でございます。よろしくお願ひします。

先ほど自民党の太田議員さんだと藤末さんからエネルギーの話とかガソリンスタンドの話とか出ておりまして、思い出したのは、何を思い出したかというと、三月十一日、一年のですね、燃料がなくて、病院から介護施設からそれこそ火葬場まで、もう大変な事態が起きたということですね。特に東日本側は、それで日本海側にバックアップ体制が取れて一週間とか十日ぐらいで何となつたんですが。

今、通告していないんですけども、これ関心持つたのは、ガソリンスタンドが六万軒から三万軒ぐらいになって、ますます省エネタイプの自動車も出てくるし、皆さん省エネになるでしょうから、スタンドの数も減つていいくと思うんですよ。これは競争の社会だから、これは経済の社会だから、それをどうやってバックアップするかという問題になると思うんですが。

則の中では、国の施設には、例えば県が寄附講座を持つたり施設を寄附できないとかということ。いや、今それは条例変えましたよ。

だけれども、いざれにしましても、振り籠から墓場まで権限を持っているということだけは事実なんです。だから、そこ辺りを分類したら、もつと自治体行政がスムーズに効率的に、それから競争の社会、全部、ですから、国が、北海道から九州までみんな同じシステムだからこうなつちやうんですよ。北海道とそれから九州と農業政策が同じかというと違うんですよ。だから、その辺をやはり変えていかなければならないときには来るんだなというのは、よく私思います。

だから、そういう点では、地方創生というのだったら、そのことを考えずに地方創生は私はできなということだと思います。例えば、先ほど海士町の話が出ました。物すごく頑張っていると思います。なりわいを先につくつた、それから人材づくりやったということがあります。ただ、あれですよ、交付税一人当たり百万円もらっているんですよ。そうすると、百万円というと、全部一人当たり百円というと、日本の国、何ば出さなきやならない。いかとすると、百二十兆円出さなきやならない。今、十六兆円とか二十兆円ぐらいで済んでいる交付税がそうなんですね、臨時財政対策債入れてですよ。だから、そういうこと、それだからやつていけるのかということになるんですよ。

だから、そういう点では、もう少し地方自治体に考え方をさせる、それから仕事を、自分たちが行動する。今、私の当時の小泉さんの改革がいいとか悪いとかいうんじやなくて、あのとおり分権は進んで、二〇一〇年には道州制になるだろうというところまで考えておったのが、今ははっきり言つて地方六団体、要望団体になっちゃつたんです。だから、その辺をひとつよく考えていただきたいなと思います。

それで、次に移りますが、コンパクトビレッジですね。

やはり、六月三日の本会議では、大臣は、皆様

の意向を踏まえて市町村の取組を国としても支援するという答弁なさっています。だけれども、拠点となる地域に施設を作る、拠点に、その地域に施設を集約するやり方というの無理があるんじゃないのかと。

コンパクトビレッジというのは、成功するといえども、うまくいくという根拠は何なのか。もう十年もしますと、また一割とか二割も人も少なくなっていきますし、それから、ほかの店がみんな駄目になってしまふ可能性もあるし、果たしてそれがを望むのかということもありますから、それは選択なんでしょうけれども。

それと、私は、一九九三年頃ですか、第五全総の当時、地方の首長ということでお呼ばれ、参考人みたいな形なんだけど、あの当時、過疎法みたいなものとかやめた方がいいと、今みたいな過疎法ですよ。いわゆる物をつくる、ということは橋造る、道路造る、それから公民館造つてやるからここに住みなさいとかいう、そういうことはやめた方がいい、もう別の考え方した方がいいという話をしたら、その当時のある局長が飛んできて、それで選挙できるのかという話までされたことがあります。

まだ日本の国というのは、物づくりとか、つくるという発想しかないんですよ。その辺をもう少しコンパクトビレッジのように考へているか、大臣の考え方を聞きたいんですけど。

○國務大臣(石破茂君) これは委員御指摘のよう

に、国が上から押し付けるものではございません。コンパクトビレッジを構想するに当たりまして、全国のいろんな事例というのも私ども謙虚に学びたいと思っております。

例えば、秋田の由利本荘というところがござります。私も何度もかかってきましたが、そ

こに鳥海町という、鳥海山の麓でしようか、ここ

は道の駅を活用した形でいろんなものを集約し、あるいはコミュニティーバスみたいなものを走らせるという、これも国が押し付けたものでもあります。

しかし引き上げておりません。鳥取と東京を比べると二百十一円も差額があるわけですが、なぜこんなに格差があるのか、石破大臣、御存じで

しょうか。

もない、道の駅は元々そんなに国が企画をつくる

ものでもございませんので。やはり、この由利本荘みたいな成功例、地域が創意工夫によりいろんなものを集約する、あるいは道の駅を使つていろいろな人を呼び込む、そしてまたそこをキーとしていろいろなネットワークを張つて集落とのコミュニケーションを維持する、ネットワークを張ると

いうような、そういうような実例に学びながらやってまいりたいと思つております。

私は、コンパクトビレッジの発想が絶対に失敗するとは全く思つておりませんで、その地域地域の実例に謙虚に学び、誤つておられますよ、そういう拠点づくりかねばならないと考へておりますが、基本的な考え方方は今のところ変更のつもりはございません。

○寺田典城君 時間ですから。

道の駅とかというのは、もう田舎の方、地方に行くとたくさんありますよ、そういう拠点づくりは。もう済んじゃつてるんですよ。それからまた人口が一割、二割と減つていくんですねから、それをあえてつくるということ自体がどうなのかといふことなんですね。

以上です。

○大門実紀史君 大門です。

私は、地方の賃金問題について質問をいたしました。

地方に人材を集めるとかあるのは地方に生まれて地方で仕事をしていく上で、都市と地方の賃金格差を是正していくということは大変重要な問題を取り上げますけれども、資料を配付しておりましたが、日本は、都道府県別、地域別の最低賃金ではないかと思います。その点で、最低賃金の問題ではないかと思います。その点で、最低賃金の問題を取り上げますけれども、資料を配付しておりますが、日本は、都道府県別、地域別の最低賃金になつておりまして、地域、都道府県によって格差があります。東京都では八百八十八円、これは前年比十九円引き上げたわけですね。石破大臣の地元鳥取県では六百七十七円です。前年比十三円

しか引き上げておりません。鳥取と東京を比べると二百十一円も差額があるわけですが、なぜこんなに格差があるのか、石破大臣、御存じで

いません。

実は、そういうことを調べた方がいらっしゃいまして、仏教大学の金澤教授という方が、これは二十五歳単身者の最低生活費と、最低賃金ですか最も生計費というものを物差しにするわけですが、けれども、それを調べられたら、もちろん地方と

東京との違いとかあるわけです。例えば東京は、交通機関が発達しておりますから、住居費は高いですけど、交通費は安いと、地方は、住居費は安いけれども、車使わなきゃいけないから交通費が高くなるという、そういう地域によっての特殊性はあるんですねけれども、基本的に人が生活する最低の生計費というものを試算されました。

それによりますと、大体どの地方もそれほど、最低生計費という点では、人が生活していく最低の生計費という形ではそれほど違はないということで、ちなみに、大体どの地方も、税、社会保険料込みですけれども、月額二十三万、年収二百七十万円と、これが大体、全国共通最低生計費だということを調査されて明らかになつております。これはあくまでも最低生計費であって、その地域の基本賃金の平均ではありません。ありますのが出でるんが、最低生計費ですけど、そういうのが出でります。

これは鳥取の調査がありませんから、例えば比べますと、岩手県の北上市、これは最低生計費は二百七十三万四千円、月百五十時間で時給換算しますと一千五百十九円。例えば埼玉のさいたま市は、最低生計費が二百八十万五千円で、これを時給換算すると一千五百五十九円ということで、ほとんど差がありません。ところが、この最低賃金の表を見てもうと、今申し上げた岩手は六百七十八円、埼玉は八百二円という大きな差があるわけですね。

府県別に最低賃金の改定額を夏に審議されることになつておりますけれども、その前に当たりまして、中央最低賃金審議会におきまして、都道府県を四つのランクに分けまして改定の日安を示しているところでございます。この日安につきましては、昭和五十一年十一月の答申におきまして、でるべきだけ全国的に整合性のある決定が行われるようについて趣旨から日安が示されているところでござります。

してしまった。今、実は自治体なんかも、前は最低賃金が低い、賃金が低いことによつて企業を呼び込めるなど、呼び込もうといふなことを、呼び込めるんじやないかと思つていた地方の自治体も、今は逆だと。人が出ていってしまう、賃金を上げてももらいたいと、最低賃金を上げてもらいたいというふうに変わつてきてるわけですね。長年やってきた地域別最低賃金というのも、今考え直す時期に来ているわけであります。

ら、実際、安倍総理は、検討させてくれというう
とで、実際に厚労省の方が私の部屋まで来られて、
あと、日本再興戦略の中に、中小企業を支援しな
がら最低賃金も上げるというのを書かれて、実際
に大臣が審議会へ出ていつて引上げしてくれとい
うことまで努力をされているんですね。

上がつたことは上がつたんですけど、ただ
私たちが言つているような規模のものではなく
て、民主党政権よりは上げましたとか、何かそう

の生計費といふ形ではそれほど違ひがないといふことで、ちなみに、大体どの地方も、税、社会保険料込みですけれども、月額二十三万、年収二百七十万円と、これが大体、全国共通最低生計費だということを調査されて明らかになつておりまします。これはあくまでも最低生計費であつて、その地域の基本賃金の平均ではありません。ありませんが、最低生計費ですけど、そういうのが出ておられます。

これは鳥取の調査がありませんから、例えば比べますと、岩手県の北上市、これは最低生計費は二百七十三万四千円、月百五十時間で時給換算しますと千五百十九円。例えは埼玉のさいたま市は、最低生計費が二百八十万五千円で、これを時給換算すると千五百五十九円ということで、ほとんど差がありません。ところが、この最低賃金の表を見てもうと、今申し上げた岩手は六百七十八円、埼玉は八百二円といふ大きな差があるわけですね。

これ一体どうしてこういう差が生まれるのかと。これはちょっと厚労省、説明してくれますか。

○政府参考人(谷内繁君)　お答えいたします。

最低賃金法では、一定の地域ごとに地方審議会の調査審議を求めて、その意見を聴いた上で地域別最低賃金の決定をしなければならないとされておりまして、働く方の生計費や賃金、企業の賃金支払能力の地域差などの実情を考慮いたしまして、都道府県ごとに最低賃金を定めているところでございます。

例年、地方最低賃金審議会におきまして、都道

地方政府最低賃金審議会は、この目安を参考として、地域の実情を踏まえまして毎年の改定額を決定しているところでございます。

○大門実紀史君　あれこれ言われましたけど、実はそうじやないんですね。決め方がおかしいんですよ、今の最低賃金の。

もうここは厚生労働委員会でもありませんし、その制度論は別のところで議論したいと思いますけど、指摘だけしておきますと、一つは、今申し上げた中で、最低賃金を考慮する要素の一つに事業者の支払能力というのを入れているんですね。これ、何か当たり前のことのように思いますが、世界で事業者の支払能力といふものを最低賃金を考えるときの項目に入れているのは日本だけあります。日本だけです。もちろんほかの国も、経済状況とか雇用状況というのは勘案するとなつていますけれども、事業者の支払能力といふような言葉をほんと入れているのは日本だけです。したがつて、最低賃金を決める審議会の中で、使用者の代表の方が一円でも上げたくない、こう頑張るわけですね。それで足を引つ張つてしまふと、何かもう現実的にそんなことで決まつていて日本の実情であります。

もう一つ、この地域別最低賃金という形を取つているのも世界ではまれです。世界はもう全国一律の最低賃金制がほとんどであります。今、この弊害がやっぱり出てきているのかなと思うんですけれども、やっぱり、地域別といふと何か実情を反映しているような感じがいたしますけれど、これは逆に地域格差を固定したり、あるいは拡大を

それと、なぜ全国一律なのかといふと、もう一つの根柢が違います。最低賃金というのは貧困と格差をなくすための底上げする制度なんだと、だから「全國一律なんだ」というのが世界の考え方なんですね。ところが、日本は、個別の実情、中小企業の支払能力、こういうところに非常に力点を置いていたのですからそういう制度がずっと続いてきて、今やそれが悪循環をもたらしていると。つまり、賃金が上がりませんから人が出ていく、人が出ていきますと仕事がなくなる、仕事がなくなるとまた人が出ていくと、こういう悪循環をもたらして先ほど言いました地方自治体も、最低賃金は上げてもらう方向で考えてほしいというふうに変わってきてているわけですね。まだそういうことも気が付かないで同じことを繰り返しているのが今の厚生労働省の最低賃金のやり方であります。

そういう制度論は厚生労働委員会とか予算委員会でやりますけれど、是非、石破大臣にお考えないとだときたいのは、この最低賃金を上げるということは、地方の活性化、人材確保、非常に重要なことだと私は思っております。予算委員会等で安倍総理に、中小企業に大胆な支援しながら最低賃金を大幅に上げると、アメリカとかフランスでは経済対策とやって大成功して、内需拡大成功したので、アメリカは引き続きまたやろうというふうでやっているわけですね。そういう発想の転換しながら、想の転換をして、賃金上げることが経済が良くなるって中小企業も良くなるんだということでやっている必要だということで、提案した

方の賃金の問題も解決しないと思うんですよ。それでは駄目で、やつぱりもつと思いつたことをやらないと、地
理的にも、制度はすぐ考えても、最低賃金を引き上げると、制度はすぐいじれなくとも、やつぱり地方から上げていくと、いうことは是非石破大臣としても取り組んでいたいだ
きたいというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 我が党におきましても、それはよく検討しなければなりません。

じゃ、例えばバスというのはもう駄目な産業だ
と、こういうふうに言われますが、そうではない
だろうと。福島県やあるいは茨城県、あるいは岩
手県でバスを運営しているホールディングス会社、
ここはもうどんどん賃金上げてきたわけですね。
やはり、日本がずっと経済が低迷してきた。そ
の間、ヨーロッパと比べてもアメリカに比べても、
一貫して給料が下がってきた。アメリカもヨー
ロッパもありーマン・ショックを受けたはずなん
ですが、ずっと給料を上げてきてるわけで、やは
り給料を下げ続ける、あるいは下請にいろいろな
負担を強いるということが、一つ一つの企業の行
動原理としては正しくても、それを全部足すと、
恐らく物すごい合意の誤謬が起つて日本経済が
こういうことになつたという解説もござります。
私もかなりうなづくところは多いのですが、そこ
は転換をしていかねばいけないのだろう。

委員御指摘のように、制度をすぐに変えるわけ
にはいかないけれど、賃金の違いと物価の相違と見
えて、制度をどうするかという点で、制度はすぐ

いうのに乖離があることはこれは間違いない事実でありますので、その辺りが実感と随分違うんだと思っております。地方における給与を上げていく、それはもうできないことではないし、企業の努力といふものは、そこに人手不足の今だからこそ賃金を上げる余地があるだろうと思つております。

○松田公太君 委員の御指摘も踏まえながら、我が党としてもきちんと議論をして、地方の雇用者、特に若い雇用者、若い労働者も含めて、高齢者の方々もそうですが、賃金を上げていくことには地方創生のために必要不可欠なことだと承知をいたしております。

○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会の松田公太でございます。

十五分しかありませんので、早速質問に入らせたいだきたいと思います。

〔委員長退席、理事岡田直樹君着席〕

地域再生法の小さな拠点、いわゆるコンパクト・ビレッジの形成についてお尋ねいたします。

これに関しましては、地方創生先行型交付金として千七百億円、地域再生戦略交付金として百二十億円、合計で千八百二十億円もの予算が組まれているわけです。

政府としましては、この予算をどのくらい、そのうちの幾らぐらいを使って、幾つの例えばコンパクト・ビレッジ、これを形成しようとお考えなのでしょうか。また、それらのコンパクト・ビレッジの人口の合計はどのくらいになる予定でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今の時点では確定的に幾つということを申し上げることは難しいです。したがいまして、お金が幾らということを申し上げられませんが、大体イメージとしてお考えをいただきたのは、小さな拠点の対象となります可能性が高い過疎地域における集落数は六万四千と考えております。集落生活圏内の平均集落数が約十四というふうに考えてまいりますと、集落生活圏としては四千六百、ニアリーコール五千というふうに考えておるところでござります。

市町村アンケートを取つてみると、中心・基幹集落の強化を予定している市町村は四%でござりますので、これまでの市町村の意識では二百程度の取組の数の可能性というふうに考えておりますが、数としては大体五千というものを考えておるところでございます。

これは昭和の大合併以前の町村というものと大体考えておるところでございますが、昭和二十八年十月に町村合併促進法が施行されましたときに、市町村数は九千八百六十八でございました。

昭和三十一年には四千六百六十八になつております。

○松田公太君 まだ細かいことは決まっていない

といふことなんでしょうが、そういうことが決まります。昭和三十二年には九百人の集落に十億円とおつらざるだけが先行して決まっております。

○松田公太君 それで、この法案で形成するコ

ンパクト・ビレッジというものの、大体どのくらいの期間、地域の拠点として機能するということを考え進められるのでしょうか。それとも永続的な

ものとしてこれはやるんだということなんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これは、そこへ住みたい

という御希望がある方がある限りは、これは永続させねばならないものだと思っております。憲法論を振り回すことは危ないので、そこににおいては、やはり居住の自由といふものは基本的人権の一部を成す概念だと考えておりまして、その地域に住みたいという方があり、そしてそこにおりて小さな拠点を構成し、そしてそれをネットワークでいろんな集落と結ぶことによって、その集落に住みたいという方がおられる限りはこれは永続性を持つものでなければならぬし、そうでなければ意味がないものでございます。

○國務大臣(石破茂君) ここは幾らでもお金を掛けねばいいというお話をではないと思つております。

まず、そこにおいて、コンパクト・ビレッジの発想は、今までの申し上げましたように、先ほど昭和の大合併前の町村とすることを申し上げました。そこを考えたときに、やはり旧村の役場

があって、そこいろいろな機能が集約をされる。

それは集約をすることによって効率化といふことではなくて、高齢化が進んでおりますので、歩

いていろいろな用事が済むということを中心概念

といたしております。そこからデマンド交通に

よつていろいろな地域をネットワークで張るというのを考えておりますので、その集約にどれぐらい掛かるか。いきなり新しいばかりのものを造るということではなくて、例えば廃校、休校になつた学校の校舎をどう使うか、あるいは公共施設をどのように活用するか等々で、それは少ない費用でそういうようなコンパクト・ビレッジを実現するといふことは私は可能であるし、志向していくべきものだと考えております。

ですから、今の、九百人の集落に十億円とおつらざるだけが先行して決まっております。

○松田公太君 それで、この法案で形成するコ

ンパクト・ビレッジというの、大体どのくらいの期間、地域の拠点として機能するということを考え進められるのでしょうか。それとも永続的な

ものとしてこれはやるんだということなんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これは、そこへ住みたい

という御希望がある方がある限りは、これは永続させねばならないものだと思っております。憲法論を振り回すことは危ないので、そこににおいては、やはり居住の自由といふものは基本的人権の一部を成す概念だと考えておりまして、その地域に住みたいという方があり、そしてそこにおりて小さな拠点を構成し、そしてそれをネットワークでいろんな集落と結ぶことによって、その集落に住みたいという方がおられる限りはこれは永続性を持つものでなければならないし、そうでなければ意味がないものでございます。

○國務大臣(石破茂君) ここは幾らでもお金を掛けねばいいというお話をではないと思つております。

まず、そこにおいて、コンパクト・ビレッジの発

想は、今までの申し上げましたように、先

ほど昭和の大合併前の町村とすることを申し上げました。そこを考えたときに、やはり旧村の役場

があつて、そこいろいろな機能が集約をされる。

それは集約をすることによって効率化といふこと

ではなくて、高齢化が進んでおりますので、歩

いていろいろな用事が済むということを中心概念

といたしております。そこからデマンド交通に

よつていろいろな地域をネットワークで張るというのを考えておりますので、その集約にどれぐらい掛かるか。いきなり新しいばかりのものを造るということではなくて、例えば廃校、休校になつた学校の校舎をどう使うか、あるいは公共施設をどのように活用するか等々で、それは少ない費用でそういうようなコンパクト・ビレッジを実現するといふことは私は可能であるし、志向していくべきものだと考えております。

ですから、今の、九百人の集落に十億円とおつらざるだけが先行して決まっております。

○松田公太君 それで、この法案で形成するコ

ンパクト・ビレッジというの、大体どのくらいの期間、地域の拠点として機能するということを考え進められるのでしょうか。それとも永続的な

ものとしてこれはやるんだということなんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これは、そこへ住みたい

という御希望がある方がある限りは、これは永続させねばならないものだと思っております。憲法論を振り回すことは危ないので、そこににおいては、やはり居住の自由といふものは基本的人権の一部を成す概念だと考えておりまして、その地域に住みたいという方があり、そしてそこにおりて小さな拠点を構成し、そしてそれをネットワークでいろんな集落と結ぶことによって、その集落に住みたいという方がおられる限りはこれは永続性を持つものでなければならないし、そうでなければ意味がないものでございます。

○國務大臣(石破茂君) ここは幾らでもお金を掛けねばいいというお話をではないと思つております。

まず、そこにおいて、コンパクト・ビレッジの発

想は、今までの申し上げましたように、先

ほど昭和の大合併前の町村とすることを申し上げました。そこを考えたときに、やはり旧村の役場

があつて、そこいろいろな機能が集約をされる。

それは集約をすることによって効率化といふこと

ではなくて、高齢化が進んでおりますので、歩

いていろいろな用事が済むということを中心概念

といたしております。そこからデマンド交通に

よつていろいろな地域をネットワークで張るというのを考えておりますので、その集約にどれぐらい掛かるか。いきなり新しいばかりのものを造るということではなくて、例えば廃校、休校になつた学校の校舎をどう使うか、あるいは公共施設をどのように活用するか等々で、それは少ない費用でそういうようなコンパクト・ビレッジを実現するといふことは私は可能であるし、志向していくべきものだと考えております。

ですから、今の、九百人の集落に十億円とおつらざるだけが先行して決まっております。

○松田公太君 それで、この法案で形成するコ

ンパクト・ビレッジというの、大体どのくらいの期間、地域の拠点として機能するということを考え進められるのでしょうか。それとも永続的な

ものとしてこれはやるんだということなんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) これは、そこへ住みたい

という御希望がある方がある限りは、これは永続させねばならないものだと思っております。憲法論を振り回すことは危ないので、そこににおいては、やはり居住の自由といふものは基本的人権の一部を成す概念だと考えておりまして、その地域に住みたいという方があり、そしてそこにおりて小さな拠点を構成し、そしてそれをネットワークでいろんな集落と結ぶことによって、その集落に住みたいという方がおられる限りはこれは永続性を持つものでなければならないし、そうでなければ意味がないものでございます。

○國務大臣(石破茂君) ここは幾らでもお金を掛けねばいいというお話をではないと思つております。

まず、そこにおいて、コンパクト・ビレッジの発

想は、今までの申し上げましたように、先

ほど昭和の大合併前の町村とすることを申し上げました。そこを考えたときに、やはり旧村の役場

があつて、そこいろいろな機能が集約をされる。

それは集約をすることによって効率化といふこと

ではなくて、高齢化が進んでおりますので、歩

いていろいろな用事が済むということを中心概念

といたしております。そこからデマンド交通に

名になつたお話をございますが、その地域地域においてやはりそこでしかないものというのを見出していただくことがなければ、その地域のにぎわいというのは生まれないとつております。

ただ、そういうところにおいて、今まで企業誘致と公共事業によってほかの持っている潜在的な可能性というものが引き出されてこなかつた部分があるのではないだろうか。コンパクトビレッジの取組というのは、それは、これから先、高齢化が進んでいく中につけて、でも、どうしてもその村に住みたいんだという方々のいろんな御希望をかなえるという、そういう現状維持的な側面といろんな新しいものを見出していくという、そういうような側面と、両方やっていかなければ、それは地域を維持することも活力を維持することも難しいということは事実でござります。

○松田公太君 その新しいものをやつていかなくちやいけない、ある意味、ベンチャーミ的なものを立ち上げていく、そういう話になろうかと思ひますけれども、このようなやはり中山間地域の話になりますと、私思ひ出すのは、二年前に歐洲視察に行かせていただいたんですけれども、そのときに訪問したドイツのユーンデ村なんですね。大臣も今うなずかれていらっしゃいますので、もうお聞きになつたことがあるうかと思ひますけ

んですけれども、それに対して、国や州政府に涉して、約三分の一の建設費を出してもらつた。いうことなんですね。それによってでき上がったバイオガスのコジェネ、また本質ボイラ、ここで各民家にお湯を引き込むような温水供給網、ういつたものを整備しまして、結果的に村で使用以上の電力また温水をつくり出すことができました。年間約一億円もの収入を得ることができます。なりまして、年間約一億円もの収入を得ることができるようになつたと。平均しても、村では、大体油を冬の間たくさん使うわけですが、それも使わなくてよくなつたということ。温水の分が減つたということで、平均十万円ぐらいつかまつたといふことなんですね。このプロジェクトが非常にいいなと思つたのは、やはりそうやってお金を生み出すということだけじゃなくて、実際、村民の人たちの仕事の用にもつながつていつたわけですね。ですから例えば酪農の方がお出される家畜のふん尿、これをベースとしてバイオガスができるわけですし、冬の足りない間は森林の間伐を行つてそれを使う、若しくは残滓、農家の方々が作らるもので残滓となつて残つてしまつたものをエネルギーとして使うということで、非常に村でそういうエコノミーが回つて、運送業の方々が関わつてくるわけですから、非常に村として大成功だったと。

などいうふうに私は思うんですけれども、いかがでしようか、石破大臣。

○国務大臣(石破茂君) 私、そのドイツの村は、実際に行ったことはございませんが、いろんな文獻で拝見をしたことはございます。

やはりそこは、再生可能エネルギーでもまだコストを下げる余地はあるのではないかと考えておりますし、たとえコストが高くてもそこはサブシステムとして、やはりエネルギー需給といふものは決して原子力だけに頼るものではあるまいということだと思います。それが地方が果たすべき責任であり、私ども日本国が世界に対して果たすべき責任だと思っております。

先ほども申し上げましたように、例えば九百人の村に例えれば十億とか使うのであれば、このエーンデ村のコジエネのシステムというのは大体五億円か六億円ぐらいでたしかできただというふうに思っています。

ですから、そういった前向きな、永続的に、サステナブルになるようなものを考えて、私はそちらにお金を向ける方がいいのではないかなど。やっぱり全国五千か所の山間地域の村、これを全部救うということは私は難しい、無理だと思うんですね。ですから、そういう観点では是非お考えいただきたいと、このように思つて次第でござります。

私も當時 村長であつたりとか村民の方々 しくは大学の教授の方々とお話をしたんですね。これはすばらしいサクセスストーリーだなど、ふうに思つたんです。もちろん、これが全部に、日本でアプライできるとは思つていませ れども、やはりこのような、ある意味ビジョ ネット、持つた、長期的な夢のあるようなこういうペ ジェクト、例えばこういつた山間地域の方々、 地域によつて違うんでしょうけれども、平均年齢 が七十歳、六十五歳ということかもしれません。 そういうふなにとつても、一緒に何か立ち がつてつくるうやといふふうに思えるような 策、これをどんどんつくり上げるべきじゃな

が、若輩の方に言わせれば、中國産のトウガラシの五倍の値段がしても、この韓国キムチの味はこここのトウガラシでなければ出せないということで、五倍の値段がしても取引をするというお話をどうぞざいます。

そういうような例といつものいろいろな地域地域が学ぶ、そういうような活用の余地はたくさんあるのだと思つております、それは日本だけに限るものではございません。

○松田公太君　もう時間になりますので終わりにさせていただきますが、先ほど補助金と言いましたユーンデ村、別に補助金をあげるということではなくて、こういうコンパクトシティ構想で、

外交 防衛 教育の基本方針など 国がこれに
絶対にやりますということ以外は地方に落として
いく。これが、私は、國の力を弱めるのではなく
て、かえって、國が本来やるべきものというもの
は何なのかということをしっかりと考えてやるこ
とによりまして國の力を強めることになつていく
というふうに思いますので、これについては次回
以降、聞いていきたいというふうに思います。
今日は、地域再生の觀点から幾つか質問をして
いきたいというふうに思います。
まず初めに、被災地の復興、地域再生、これは
何としても成し遂げなくてはなりませんけれども、
今年、国勢調査が行われます。市町村に対する

涉して、約三分の一の建設費を出してもらつたと
いうことなんですね。それによってでき上がつた
バイオガスのコジェネ、また木質ボイラ、そして
て各民家にお湯を引き込むような温水供給網、こ
ういったものを整備しまして、結果的に村で使う
以上の電力また温水をつくり出すことができるよ
うになりますて、年間約一億円もの収入を得るこ
とができるようになつたと。平均しても、村民た
ちは、大体油を冬の間たくさん使うわけですから
ども、それも使わなくてよくなつたということで、
温水の分が減つたということで、平均十万円ぐら
いずつ家計も助かつたということなんですね。
このプロジェクトが非常にいいなと思つたの
は、やはりそうやってお金を生み出すということ
だけじゃなくて、実際、村民の人たちの仕事、雇
用にもつながつていつたわけですね。ですから、
例えば酪農の方が出される家畜のふん尿、これを
ベースとしてバイオガスができるわけですし、ま
た、冬の足りない間は森林の間伐を行つてその樹
木を使う、若しくは残滓、農家の方々が作られた
もので残滓となつて残つてしまつたものをまた工
エネルギーとして使うということで、非常に村とし
てそういうエコノミーが回つて、運送業の方もこ
れ関わつてくるわけですから、非常に村としては
大成功だつたと。

私も当時、村長であつたりとか村民の方々、若
しくは大学の教授の方々とお話をしたんですけど、
これはすばらしいサクセスストーリーだなどといふ
ふうに思つたんです。もちろん、これが全部の村
に、日本でアプライできるとは思つていませんけ
れども、やはりこのようないくつかもしれませんが、
持つた、長期的な夢のあるようなこういうプロ
ジェクト、例えばこういった山間地域の方々、各
地域によつて違うんでしようけれども、平均年齢
が七十歳、六十五歳ということからもしませんが、
がつてつくるやうやうに思えるような施
策、これをどんどんつくり上げるべきじゃないか

などいうふうに私は思うんですけれども、いかが
でしようか、石破茂君。

○国務大臣(石破茂君) 私、そのドイツの村は、
実際に行つたことはございませんが、いろんな文
獻で拝見をしたことはござります。

やはりそこは、再生可能エネルギーでもまだコ
ストを下げる余地は相當にあるのではないかと考
えておりますし、たとえコストが高くてもそこには
サブシステムとして、やはりエネルギー需給とい
うものは決して原子力だけに頼るものではあるま
いということだと思つております。それが地方が地
方たすべき責任であり、私ども日本国が世界に対
して果たすべき責任だと思つております。

委員のお話を聞きながら、私がふと思いまし
たのは、よくこの例を出して恐縮ですが、鹿児島
県鹿屋市の柳谷集落というのがございます。そこ
はもう集落としてどうしようもないなど言われて
きたのが、二十年ぐらい掛けて集落きちんと稼
げる村になつたと。その自治公館長さんが
おっしゃつておられたのは、補助金とかそういう
ものには一切頼つては駄目だというお話をしてお
られました。そして、鹿児島大学とコラボするこ
とにより土着菌という菌をつくり、農産物の生産
にも、あるいはふん尿対策にもそれを有効に活用
して、サツマイモを作り、芋焼酎を造り、そして
今はトウガラシを作つて韓国に輸出をしている
と。韓国の方に言わせれば、中国産のトウガラシの
五倍の値段がしても、この韓国のキムチの味は
このトウガラシでなければ出せないということ
で、五倍の値段がしても取引をするというお話だ
でござります。

そういうような例というものをいろんな地域地
域が学ぶ、そういうような活用の余地はたくさん
あるのだと思っておりまして、それは日本だけに
限るものではございません。

○松田公太君 もう時間になりますので終わりに
させていただきますが、先ほど補助金と言いまし
たユーンデ村、別に補助金をあげるということでは
なくして、こういうコンパクトシティ構想で、

先ほども申し上げましたように、例えば九百人の村に例えれば十億とか使うのであれば、このエーネデ村のコジエネのシステムというのは大体五億円か六億円ぐらいでたしかできただというふうに思うんです。

ですから、そういった前向きな、永続的に、サステナブルになるようなものを考えて、私は全ちらにお金を向ける方がいいのではないかなど。やっぱり全国五千か所の山間地域の村、これを全部救うということは私は難しい、無理だと思うんですね。ですから、そういう観点では非お考えいただきたいと、このように思つておる次第でございます。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。
先ほど石破大臣からポジネガ転換というフレーズが出来ましたけれども、これは安全保障政策においても、ポジティブリストですとやつていてましら抑止力これ高まりませんので、ネガティブリストにして、これだけはできない、そのほかは使うかどうかは分からなければどもできるようになると、こういつた不ガティブリストに私は変えていかなくてはならないというふうに思っていますし、これは地方分権においても私はそうなんであろうというふうに思つております。

外交、防衛、教育の基本方針など、国がこれは絶対にやりますということ以外は地方に落としていく。これが、私は、國の力を弱めるのではなくて、かえって、國が本来やるべきものというものは何なのかということをしっかりと考えてやることによりまして國の力を強めることになつていくというふうに思いますので、これについては次回以降、聞いていきたいというふうに思います。

今日は、地域再生の観点から幾つか質問をしていきたいというふうに思います。

まず初めに、被災地の復興、地域再生、これは何としても成し遂げなくてはなりませんけれども、今年、国勢調査が行われます。市町村に対する

る地方交付税の交付に当たっては人口が計算式に入っていますが、被災地の市町村では、震災による人口減により地方交付税が震災前に比べて数億円単位で減ることが見込まれるところもあります。市町村にとつては死活問題であり、国として何らかの対処が必要であると考えますが、政府の見解はいかがでしょうか。

○大臣政務官(あかも二郎君) 委員御案内とのおり、普通交付税の算定基礎となる人口については、平成二十八年度の交付税算定からは、今般の平成二十七年度の国勢調査、これを用いるというふうになつております。

現在においても、人口の急減する自治体、地方においては、全国の人口減少の団体の平均値、これを上回る分といつものについては急減補正といふ形でそれを適用をし、また経過、これを見るという形になつております。

委員がおっしゃりました被災地ということに限つて申し上げますならば、例として、過去の三宅島の噴火、これがいい例になるんだろうと思うておりますけれども、三宅島の場合、全島避難指示によつて、平成十二年の国勢調査人口がゼロとなりました。平成七年国勢調査人口をベースに一定数の人口が存在するものとして平成十三年度から五五年については交付税を算定をいたしました。また、避難指示が解除された後の平成十七年、この国勢調査人口は激減をいたしました。五年間掛けて平成十七年国勢調査人口に段階的に移行するいわゆる激変緩和措置、これを講じたところでございます。そして、平成十八年度から二十二年度までの交付税を算定をいたしたところござります。

こういった特例措置についても、今般の東日本大震災の被災自治体、同じように思いといふものがありますので、行政運営の状況、また今後の国勢調査の結果、これらを踏まえながら、特例措置、これを参考にしてまいりたい、そう思つております。なお、いずれにせよ、行政サービスといふもの

が、どの地域、いずれの地方にあつても、一定水準以上が確保できるように、行政運営がしっかりと実現できるようにすること、これにしっかりと注力してまいりたいと思つております。

○和田政宗君 何とぞ善処をお願いいたします。次に、地方の農水産物の輸出促進の観点から、台湾による日本食品の輸入規制強化について聞き

ます。

先月、台湾の一方的な措置が行われたわけでございますけれども、その後、政府としてどのように対応を行つてあるか、答弁を願います。

○副大臣(あべ俊子君) 委員にお答えいたしました。台湾におきまして、平成二十三年三月の東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、五県、福島、茨城、群馬、栃木、千葉、この全ての食品を輸入停止しているところでございます。それに加えま

して、今年五月十五日、委員が御質問がございました輸入規制が強化されたところでございます。台湾側の措置に関しまして、科学的根拠に基づいていない一方的なものでございまして、五月十五日に輸入規制強化が実施された際には、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣及び復興大臣が、それぞれ記者会見におきまして極めて遺憾である旨を表明したところでございます。

これまで、台湾との間では、双方の民間窓口機関、日本側では公益財團法人の交流協会でございますが、また台湾側では亞東関係協会でございまして、農林水産省といたしましても、職員が関係省庁の職員とともに専門的な観点から参加しているところでございますが、引き続き、

技術実習制度につきましては、残念ながら、不正行為、法令違反が多いことがありまして、国内外から大変厳しい批判を受けております。これを踏まえまして、國際貢献という制度趣旨を徹底いたしまして、なつかつ管理監督体制を強化することを図るための法律、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を国会に今提出しております。この法案におきまして、実習生が適正に技能を修得できるよう環境を確保するということが規定で設けてございます。具体的にどうするかといふことに関しましては、こ

持込みを含め、しかるべき対応を検討してまいります。

○和田政宗君 国としてはやるべき対処といふのはやられているんだなというふうには認識をいたしましたけれども、やはりそれでも動いていないふうに私は認識をしておりますので、ただ、これはもう官僚の方のレベルではなくて、やはり政治家が行つて私はやるべきだというふうに思つておりますので、例えば特使の派遣ですか、そういうふうなものをやはり検討していただければどうふうに思つております。

台湾では、地域再生、地域振興というところで各産業についてお聞きしておりますが、農業、これを地方の農業の振興の観点からお聞きしたいといふふうに思いますが、米は減反の廃止ですかTPPの導入などにより競争にさらされることが想定をされておりまして、どのように消費をしてもらおうか、消費を増やすかということが大きな課題であるというふうに思います。

今日は、地域再生、地域振興というところで各産業についてお聞きしておりますが、農業、これを地方の農業の振興の観点からお聞きしたいといふふうに思いますが、米は減反の廃止ですかTPPの導入などにより競争にさらされることが想定をされておりまして、どのように消費をしてもらおうか、消費を増やすかということが大きな課題であるというふうに思います。

現在、漁業における技能実習生の待遇は、海上労働の特殊性からほのかの産業とは異なる労働条件になつておりますけれども、今後、業種にかかわらず一律の基準が定められることになりますと、実質的に漁業における技能実習を行うことが不可能になるのではという懸念が漁業関係者から上がつております。

漁業の特殊性を考慮して基準を定めるべきと考えますが、政府の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(中山峰孝君) お答え申し上げます。

技能実習制度につきましては、残念ながら、不正行為、法令違反が多いことがありまして、国内外から大変厳しい批判を受けております。これを踏まえまして、國際貢献という制度趣旨を徹底いたしまして、なつかつ管理監督体制を強化することを図るための法律、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を国会に今提出しております。この法案におきまして、実習生が適正に技能を修得できるよう環境を確保するということが規定で設けてございます。具体的にどうするかといふことに関しましては、こ

の法案が成立した場合に省令で規定することになつております。

さて、問題の漁業分野でござりますけれども、漁業分野に関しましても、適正な技能修得の環境が確保されていくよう、法務省、それから水産庁などの関係省と連携して適切に対応していく所存でございます。

○和田政宗君 繰り返しになりますが、これ、漁業の現場というのは特殊なところもありますので、そういうたどころへの御配慮をお願いしたいと思います。

今日は、地域再生、地域振興というところで各産業についてお聞きしておりますが、農業、これを地方の農業の振興の観点からお聞きしたいといふふうに思いますが、米は減反の廃止ですかTPPの導入などにより競争にさらされることが想定をされておりまして、どのように消費をしてもらおうか、消費を増やすかということが大きな課題であるというふうに思います。

そこで、こういった提案をしたいんですけども、例えば、世界各国の食料難の地域に何らかの枠組みで米を輸出するのと併せて、電気釜を付けたりですとか電気がないところは釜になるとは思うんですけれども、それを輸出するなどの工夫ができるないかというふうに思つております。

これ、直接補助金を付けてやるというふうになりますと世界の貿易のルールから逸脱しますのでも、例えは、世界各國の食料難の地域に何らかの枠組みで米を輸出するのと併せて、電気釜を付けたりですとか電気がないところは釜になるとは思うんですけれども、それを輸出するなどの工夫ができるないかというふうに思つております。

これが、直接補助金を付けてやるというふうになりますが、例えは、民間同士でうまく組んでもらえば、米農家も電機メーカーも、そして部品メーカーも地方の金属加工業も一体的に潤うというような形になります。そして、将来的に世界のそうした食料難の地域の所得が上がりつたときに日本の米のファンになつてくれるのと、消費も増えるのではないかというふうに思います。

政府としてどのように考えておりますか、お答えください。

○政府参考人(鈴木良典君) お答えをいたしま

食料難の地域への食糧援助につきましては、政
府米を活用し、被援助国や国際機関からの要請を
踏まえ、国際ルールとの整合性や財政負担にも留
意をし、関係省庁との連携を図りつつ実施をして
いるところでございます。

一方、商業輸出に関しては、海外での輸出
の促進のためのPRのイベントの際に、米だけで
なく、日本の炊飯器や水を利用して、御飯の炊き
方等も含めて海外の消費者にPRするような取組
も行っておりまして、今後とも、効果的なPRの
方法も検討しながら輸出の拡大に取り組んでいき
たいというふうに考えております。

○和田政宗君 もう少しちょと踏み込んでお答

えをいただければというふうに思いましたけれど
も、これはやはり、農水省さんを始めとして、各

省庁まさに一体となつて日本の米を売るというこ

とをやつていただければというふうに思いましたの
で、これも地方創生の観点からもしっかりとした

御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、東京の一極集中を打破するための首都機
能の一部移転、国の行政機能の地方への移転につ
いて聞きたいというふうに思います。

先ほど太田委員からこのお話をありましたけれ

ども、私は、一部移転といふようなことからもう

少し進んで、分都というような考え方が取れない
かというふうに思つております。すなわち、国の

行政機能の地方への一部移転、これを幾つかを集
めて移転できないかというものです。

例えば、仙台ですと、これは南海トラフの巨大

地震が発生するプレートとは別のプレートに乗っ
ているということ、南海トラフの巨大地震や首都

直下地震の際にも影響は少ないと考えられるな
ど、あらかじめ国の行政機能の幾つかを移転して
おきますと、いざというときには防災上も有効であるとい
うこととともに、何よりも東京一極集中の中の解消と
地域振興につながるといふふうに思つております。
仙台は一例でありますけれども、このような観

の促進のためのPRのイベントの際に、米だけで
なく、日本の炊飯器や水を利用して、御飯の炊き
方等も含めて海外の消費者にPRするような取組
も行っておりまして、今後とも、効果的なPRの
方法も検討しながら輸出の拡大に取り組んでいき
たいというふうに考えております。

○和田政宗君 もう少しちょと踏み込んでお答

えをいただければというふうに思いましたけれど
も、これはやはり、農水省さんを始めとして、各

省庁まさに一体となつて日本の米を売るというこ

とをやつていただければというふうに思いましたの
で、これも地方創生の観点からもしっかりとした

御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、東京の一極集中を打破するための首都機
能の一部移転、国の行政機能の地方への移転につ
いて聞きたいというふうに思います。

先ほど太田委員からこのお話をありましたけれ

ども、私は、一部移転といふようなことからもう

少し進んで、分都というような考え方が取れない
かというふうに思つております。すなわち、国の

行政機能の地方への一部移転、これを幾つかを集
めて移転できないかというものです。

例えば、仙台ですと、これは南海トラフの巨大

地震が発生するプレートとは別のプレートに乗っ
ているということ、南海トラフの巨大地震や首都

直下地震の際にも影響は少ないと考えられるな
ど、あらかじめ国の行政機能の幾つかを移転して
おきますと、いざというときには防災上も有効であるとい
うこととともに、何よりも東京一極集中の中の解消と
地域振興につながるといふふうに思つております。
仙台は一例でありますけれども、このような観

題であつたり、これから人口が様々移住したこと

によつて、今考へているのと、また将来あるべき姿といふものを考へる、ちょっとここも違つた姿になつていくんではないかと思ひますけど、大臣、御意見ござりますでしょか。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘の論点はそのおりでございます。ですから、高齢者の方々がまだ要介護になる前から第二の人生は地方でといふことがあつてもいい。志を果たしていつの日か帰らんではなくて、志を果たしに帰らうよでもいいし、いわゆるキヤッチアップ型のモデルといふものは変えていかなければならぬのだと思つています。

大体、アメリカでやがていつかはニューヨーク

に行きたいぞとか、ドイツでいつかはベルリンで一旗揚げるぞという人は余りいないんだそうで、その地域でやっぱり人生といふものがきちんと実現するということなので、そういうキヤッチアップ型からは脱していかねばならないというこ

とは根底意識としてあるわけですが、そうすると、そういう人が地方に移つたときに、そういう方々

はまだ要介護じゃありませんから、支え手として

そこにおいて当面の間、寄与することになるだろ

う。じゃ、その方が高齢になつたらどうするのと

いう問題を考えなけれはいけません。

そして、東京から地方に移住するというのがい

つまでも統くはないのであつて、どこかで一

つのフラットな点を迎えるんだうと思つていま

す。そうすると、東京の場合には、移りたいとい

う男性の方が五十代の五割、あなたの勝手に行きな

さいよという女性の方が二割、三割は一緒に行つてもいいわねと、こういう話になるわけですが、そういうようなことだと、その方々の何割が移つていくことによつてどうなるのだろうかという設

計はきちんとしませんと、地域包括ケアシステムがそこを来すことになりかねないという問題意識は持つております。

御指摘を踏まえて、厚労省ともよく連携しながら、地域包括ケアシステムがワーキングするようにし

ていきたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 時間が参りましたので、最後お願いに代えさせていただきます。

副大臣、今の大臣のお言葉あつたように、これ

からあるべき姿といふものをしっかりと頭に入れ

た上で、地域包括ケアも、そして地域医療構想と

いうものも立てていただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律案についてお聞きをい

たします。

法案では、二から四ヘクタールの農地転用に係

る国の協議を廃止するとともに、四ヘクタールを

超える農地転用に係る権限について、当分の間、

農林水産大臣との協議を付した上で都道府県知事に移譲することにしております。

地方からの要望を受けて法案化したもので、よ

り地域に近くなるという面はあるかもしません

が、他方、一方でどんどん農地を転用できるとい

うことで、農地が守れるのかという意見も出ており

ます。このようない懸念にどう答えますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは何度も申し上げて

おりますが、規制緩和を行ふものではございません。

関与を外すものではございませんが、農地の総量確保あるいは自治体のスキルの造成、そういうものを図つていかながら、農地が壊滅が進まないよう、それは今回の法改正におきまして最も留意した点の一つでございます。

○福島みづほ君 地域再生法の一部を改正する法案についてお聞きをいたします。

そもそも地域再生制度は、地方が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するといういわゆるボトムアップ型の施策でした。しかし、増田レポートに端を発した安倍政権による地方創生は、これ

は、例えば地方公共団体においては、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定する

というふうになつております。既にコンサルに丸投げといった事態も指摘をされております。

こうした中、国の総合戦略において、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業などの地方拠点強化に係る事業を盛り込むことが規定をされました。言わば旧来型の企業誘致に頼る地方創生の手法でもあります。

大臣は、地域を非常に、全国回つてボトムアップでやろうとしているというのも非常に見えるん

です。しかし、例えば里山などの地域資源を生

かした地域の自主的・自立的な取組を支援すると

いうスキームが事実上骨抜きになつてしまつたん

ですか、しかし、例えば里山などの地域資源を生

かした地域の自主的・自立的な取組を支援すると

このことにはどう答えるでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) いろんな御指摘は謙虚に承りながら、正すべきは正していくかねばならない

と思っております。

ただ、私ずっと申し上げてることですが、そ

の地域のことはその地域でないと分からぬ

で、都城のことは都城でないと分からぬであります。

ところ、あるいは出雲のことは出雲でないと分からぬであります。それは、やはり地域でいろいろな総合的な計画を、五年を目途として来年の三月三十

一日までに作つてくださいということを法律の内

いたところでございます。そこにおいて、国が押しつけとかそういうことはできるはずもございませんし、国がこのようない形でやれと言つてそういうことになるわけでもございません。

その地域における産業界であり、あるいは学問に携わる方であり、あるいは労働問題に携わる方であり、あるいは金融に携わる方であり、そういう方々が御議論をいただき、PDCをワークさせ、KPIを設定するということにおいて、そこにおいて国が何かを押し付けるということには論理的にもならないものだと考えております。

○福島みづほ君 東京一極集中は正と言ひなが

ら、一方で東京など大都市圏を国家戦略特区に指定しております。私は、国家戦略特区というのは新自由主義のものだと思っておりまして、規制緩和が入つております。私は地方出身ですから、地方はやつぱり社会民主主義的な価値観で、ボトムアップで共生社会とやらなければ生きていけない、新自由主義で地方は滅びると実は思つております。

その意味で、国家戦略特区の考え方と地方創生、一方で東京を国家戦略特区に指定しながら地方創生と言つことは、これは矛盾しませんか。

○政府参考人(若井英二君) お答え申し上げます。

今、こういった地方創生の関係と特区との関係についてお尋ねでございます。

特に、この地域再生法改正法におきます地方拠点の強化策につきましては、東京二十三区に集中をしております本社機能について、これを全国に分散をしていくこと、このように考えておりま

して、こういったことを通じまして地方に安定した良質な雇用をつくっていくこと、こういう考え方でございます。

他方、国家戦略特区というものにつきましては、

国際競争力を強化すべき産業、業種というものにつきまして、やはり国が既に集積のござります東

京でありますとか大阪、名古屋、こういったところが国際的な経済活動の拠点となつて日本の経済の成長のエンジンとなると、こういった形で全体

を引っ張つていくといふことだございまさから、

これは対象としております業種ですか考え方そ

れぞれに整理をして行つておるものでございまし

て、当然に整合的に進めておるものでございま

○福島みずほ君 ただ、国家戦略特区で労働法制

の規制緩和をしたり、今度の法案の中に、例えば

国家戦略特区で外國から家事労働者を導入すると

いうことなど、一方で労働法制を規制緩和すると

いう面があると思うんですね。一方で、ある意味

新自由主義的な手法を物すごく取りながら、一方

で、それで全国展開、東京から発信していくこと

と哲学が矛盾しているのではないかというふうに

思つております。

次に、二〇一二年改正法で、コミュニケーションティー

生のノウハウを蓄積したNPOや社会福祉法人を

対象に地域再生推進法人制度が創設をされました。

二〇一四年改正法で、當利を目的としない法

人が削除をされました。今回の法改正で再度文言

を復活されております。二転三転しているのはな

ぜでしょうか。一貫していないのでないですか。

○政府参考人(内田要君) お答え申し上げま

す。

委員御指摘のとおり、個人情報保護法上、個人

情報は特定の個人を識別することができるという

ことが要件の一つになつておるところでございま

す。今回の法案におきます匿名加工情報は、個人

情報を特定の個人を識別することができないよう

に加工し、かつ元の個人情報を復元することができ

きないようにしたものです。したがいま

して、個人情報には該当しないものでございま

す。

○政府参考人(内田要君) お答え申し上げま

す。

ただいたところでござります。

以上でございます。

○福島みずほ君 消費者の権利という観点から、

パソコンナルデータ、ビッグデータ、マイナンバー

などについてお聞きをいたします。

匿名加工情報についてとりわけお聞きをいたし

ます。匿名加工情報とは、「特定の個人を識別す

ることができないように個人情報を加工して得

られる個人に関する情報であつて、当該個人情報

を復元することができないようにしたものとい

う」とされております。匿名加工情報の第三者

提供に関する内閣官房、消費者庁の見解はどうで

しょうか。

○政府参考人(二宮清治君) お答え申し上げま

す。

委員御指摘のとおり、個人情報保護法上、個人

情報は特定の個人を識別することができるとい

うことは予想していないと思うんですよ。そん

なこと頼んでいないし、そんなこと同意していな

いよというのが消費者の立場ではないでしょ

うか。

JR東日本と日立製作所の連携による四千三百

万枚のSuica情報売買問題に関する、国土交

通省はどのような注意、指導を行つてているでしょ

うか。

JR東日本を始め、グレーゾーンとして対応が困難と

いう意見があるところでござります。

ましては直ちに違法性があるとまでは言えない

ことがあります。

○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げま

す。

御指摘の平成二十五年六月のJR東日本の事業

でございますが、JR東日本によりますと、Su

icaの旅客流動に関するデータの中で、氏名、

連絡先、Suica番号等を削除して、個人が特定できないような加工をした上で日立製作所に提供したということがございましたが、国土交通省といいたしましては、利用者の不安を惹起するおそれのあるデータの提供につきましては個人のプライバシーに配慮して慎重かつ丁寧な対応を行つこうが望ましい旨の指摘を行つてござります。

○政府参考人(服部高明君) お答えさせていただ

きます。

匿名加工情報は、個人情報を誰に関する情報で

あるか分からぬよう加工し、本人の権利利益

を踏まえまして、改めて範囲の見直しをさせてい

その前提において消費者の権利利益を害するものではないと考えております。

また、改正法案では匿名加工情報の作成方法や

安全管理措置の基準等が個人情報保護委員会規則

で定められる事になつておるところ、消費者庁

としては、匿名加工情報に係る制度設計が消費者

の理解を得られるものとなり、消費者の安心、信

頼を損なわないよう運用されることが重要である

と認識しております。

個人情報保護法上、個人情報とは、特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と

容易に照合ができることができるものをいい、特定の個人を識別することができるところを含む

といふように規定をしているところでございま

す。

他の情報と容易に照合できるかどうかにつきま

しては、当該情報にアクセスできる者の範囲、ア

クセス制限の技術的な措置等を踏まえて総合判断

をする必要がございまして、御指摘の事案につきましても直ちに違法性があるとまでは言えない

ことがあります。

JR東日本を始め、グレーゾーンとして対応が困難と

いう意見があるところでござります。

したがいまして、現在、匿名加工情報という

新たな類型を設けることといたしまして、法改正案

を国会で御審議をいただいているところでございま

す。

○政府参考人(篠原康弘君) お答え申し上げま

す。

御指摘の平成二十五年六月のJR東日本の事業

でございますが、JR東日本によりますと、Su

icaの旅客流動に関するデータの中で、氏名、

連絡先、Suica番号等を削除して、個人が特

定できないような加工をした上で日立製作所に提

供したということございましたが、国土交通省

といいたしましては、利用者の不安を惹起するお

それのあるデータの提供につきましては個人のプラ

イバシーに配慮して慎重かつ丁寧な対応を行つ

ます。

事案の発生当時、Suicaに関するデータにつきましては、氏名、連絡先、Suica番号等

を除くことなどによりまして、個人が特定できな

いよう加工した上で日立製作所の方に提供された

ものだというふうに承知をしているところでござ

ります。

個人情報保護法上、個人情報とは、特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と

容易に照合できるかにつきましては、個人が特定できな

いよう加工したことになりますが、消費者

の理解を得られるものとなり、消費者の安心、信

頼を損なわないよう運用されることが重要である

と認識しております。

個人情報保護法上、個人情報とは、特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と

容易に照合できるかにつきましては、個人が特定できな

いよう加工したことになりますが、消費者

すね。極めて匿名加工情報をビジネスに利用することは問題ではないか。

マイナンバーにおいても、一つ、年金のだだ漏れ問題もそうですが、一つは今回医療情報も入っています。今回マイナンバーの中に特定健診とそれから予防接種が入っているんですね。でも、特定健診も予防接種も自分では持っているんですよ、その情報を。何でそれがマイナンバーに乗つていいのか、それが漏れたらどうなるのか。

○委員長(西田昌司君) 福島みづほ君、時間が来てますので、おまとめください。

○福島みづほ君 はい、分かりました。

漏れたらどうなるのかという問題と、それからそれがビッグデータとなると、今後それが特

定健診でも心電図や血液や全部入りますので、今後医療情報に広がるとそれがビジネスに使われる、それから個人のデータが漏れると大変なことになる、その二つが極めて問題だと思います。またこの点については厚生労働委員会などでも質問させてください。

以上で終わります。

○平野達男君 平野達男でございます。

今回の地域再生法の一部を改正する法律案に関連して、まず何点か質問をさせていただきたいと

いうふうに思います。

小さな拠点の形成ということで、概念的には、考え方としては分かります。分かりますが、この今回の地域再生法の認定でありますと、個々な施設整備計画といふのは、これは私が農水省にいたときにやっていた農村総合整備モデル事業とかミニ絞りとか、全く基本的には考え方は同じなんですね。今回また箱物かという感じは正直言つてします。そこは、あとは地域が自分で判断するでしょうから、計画が上がってきて認定するということで、するかどうかかというのはこれから作業になると思いますが。

先ほど松田委員が質問された点は、非常に私大事だと思います。これ一体、何地区やるのかといふ話なんですね。これ先に百地区当初採択して、

その次の年にまた百地区、そしてまた百地区。そ

うすると、単年度事業で終わりませんから、これ、

まだと言いまして、どんどんどんどん増えてい

くんです。増えていくって、予算がどんどんどんど

ん増やさないと計画どおりの事業ができるないんで

すね。ここを事務方としてはちゃんとチェックし

ておかないと、こういう法律でこういう計画を作

るのはいいんだけども、もしこういうもの、事

業がいいとなつたら、俺のところもやりたい、俺

のところもやりたいと、そこに国会議員がまた入

るから、これは結構大変ことになりかねないか

もしれない。あるいは、全然、これ財政負担が伴

うから嫌ですと言わかもしれません。ただ、私は

前者の方を心配するんで、この今回の全体の枠組みの中で何地区やりますかということ、それから

その後はどうするかということについてはきち

とこれシミュレーションをしておくことをこれは

元農村整備事業の担当者としてサジェス

トをちょっとさせていただきます。

その上で、私はこれは多分モデル的にやるんだ

ろうとは思いますが、最終的には、こういった交

付金とかなんとかといつても、基本的には補助金

です。今、私は、自治体が最終的に求めているの

は、地域再生法というのを計画を作りました

ね。計画を実現するためにどういう形の補助金を

求めるか、新たな交付金を今検討されているとも

お聞きしました。一括交付金、民主党のときにつ

くりまして、あれ私制度設計私がやつたんです

けれども、考え方は良かつたと思います。ところ

が、各省の影響力を遮断する努力をちょっと怠つ

たがために、配分を各県の自治体の意向を、配

分するときにどんどんどんどん中央省庁が干渉し

ちやつたのですから、そんなに中央省庁から言

われるならやめたみたいな話になっちゃって、結果的に効果はうまく発見できなかつた。それから、

復興では効果促進事業といふことで、またこれ別

なちよつと交付金をつくりています。これも、た

だ、使いづらいと言われています。

いろんなことを、それを踏まえた上で是非制度

設計やられたらいいと思うんですが、私は最終的

には、計画が一つありますから、どうせやるんな

らば特別交付税みたいな形での交付金の枠を設定

して、あとはその交付金をどのように配分するか

は、これはかなり議論があると思いますが、これ

を五年なら五年、十年なら十年やると宣言して、

この中で将来の人口減少社会に備えた準備をやつ

くくださいとやつた方が、私は自治体にとっては

本当にいいと思います。どうせこれは自治体が自

由に使うしかない面がたくさんありますから。

ただ、そのときに、こういうせっかくの枠組みを

用意したんで、あとは補助金の特別交付の枠、繰

り返しになりますけれども、交付金という形じゃ

なく、一般的の補助金という名前を変えた交付金

じゃなくて、本当の地方交付税交付金、嫌なならば

創生交付金と見て、配分枠の方方法をこれから十

分検討した上でもう渡してしまう、その代わりそ

れは何に使つてもいいというふうな形にした方

がずっと親切ではないかと思うんですが、ここに

対しての石破大臣の御感想というか、御意見を

ちょっと伺つておきたいというふうに思います。

○國務大臣(石破茂君) 先生、多岐にわたつて論

点を御提示いただきまして誠にありがとうございます。

これは、ハードを一生懸命やろうというかつて

の、私も随分とこういうのもやりましたが、整備

事業といふようなものを考えていくわけではございません。むしろソフトというものを重視をしな

がら、農村総合整備モデル事業といふのとは違う

観点でやつてまいりたいと思っております。

もちろん、地域地域において農業の生産性を上

げる、コストを下げる、それによって地域を創生

するという観点が入った場合にはこういうものも

ございましょうが、むしろハードでどんどんやり

ますといふようなことを企図しているものではございませんということがまずございまして、その

次に、じゃ、補助金でどうだ、交付税でどうだと

いうことを考えたときには、補助金でござりますと、

その地域地域にぴったり合つたものとは限らない

い。どちらかというと、自治体としてはできるだけ大きなもの、補助率の高いもの、自己負担の低

いものというのに傾斜しやすく、それがどの

ような効果を発現したかについては、どうも残念

というか目標というか、そういうものが全国にた

くさんありますねという反省を持っています。

一方におきまして、交付税という形になります

と、それがどうしても結果平等を志向するものに

なりますので、努力がその分評価されるかとい

う一面がございます。もちろん、地方の固有

の財源でございますから、国があれこれと申し上

げる筋合いでございませんが、むしろ、私とい

たしましては、その地域において自由に使える交付金

といふものを設定をし、それに向けて努力をする、

あるいはそこにおいて検証といふのがきちんと

行われる、それを前提として自由に使える交付金

といふものを設定するというやり方を今回は取つ

てみたいと思つております。もちろん補助金がな

くなるわけではございません。交付税制度は残り

ます。しかしながら、その隘路といいますか、そ

この隙間といふものを埋めるような形の新しい交

付金の設計を行つておるところでございます。

○平野達男君 農村総合整備モデル事業をつくり

たときは、まだまだ農村の社会資本整備が遅れて

いるということで、整備しましようということで、

やりました。今回はやつぱり拠点といふことで、

概念は違うというのはそのとおりだと思います。

ただ、こういうハード物となりますと、どつかで

ありますと、別の町の方では、何でおらほの方で

やりますと、こういうハード物となりますと、どうかで

やりますと、別の方では、何でおらほの方で

やらねえんだみたいな話になりかねないというこ

とも、ちょっと頭の中に置いてやっていただくこ

とが大事じゃないかということあります。

それから、次の質問に移りますけれども、今日、

介護の問題とか、あるいは地域包括ケアの問題だ

とか、これからの人口減少社会に合わせて地域の

高齢化率が非常に上がっていくという中で、やは

り当然のことながら介護といふことも大きなテ

ー

マになると思うんですが、その介護に行く前に、

まだ元気な高齢者ということについてちょっとと質問をさせていただきたいといふに思います。このことは予算委員会でも石破大臣に質問をさせていただきましたけれども、私は、本当に高齢の方々の生きがいというものはどうやつてつくりついくかといったら、中山間地域はやっぱり農業なんですね。いまだにやっぱり中山間地域の農業を支えているのは、今この時点でやつているのは六十歳、六十五歳以上、あるいは場合によつたら七十歳超えています。

この間、私が中山間地域を歩いていたら、平野さんなどしても話聞きたいことがあるからこつちへ来てくれと言つて、二十分ぐらいすと立ち話で、延々とその方が、私はこの地域で農業に対してどれだけ貢献してきたか、自分で今スコップを持って畔の整備していましたけどね。別れ際、何歳ですかと聞いたら、八十六歳と言われたんですね。まあこれは、この方はかなり元気な方ですから特異な例なのかもしれないが、いずれにせよ、高齢の方が頑張っている。

ところが、今の米作り農政一つ取つてみれば、例えば減反政策から国は撤退します、もう全部自由にお任せしますと、結果として、今過剰米も抱えていますから、米価が非常に下がつてゐるのは御承知のとおりです。今の農政は、今の特に米作りに関して見ますと、米を作れる人が作つてくれるいいという方向にやっぱり転換しているようにしか見えないんですよね。

その一方で、高齢の方々が、割合がどんどん増えていく。今高齢化率が全国平均で二五%とか二六%といっていますが、中山間地域ではもう三〇%、三五%になつていて、これはまた四割ぐらいになるかもしないです。その方が元気でまだ意欲を持っているという状況で、どういう形でそこで過ごしていくだとかということであれば、意欲を持つていてる高齢者に対するはどんどん仕事をしていただきましょうということが、実はこの地域創生のこと十年、二十年間の中の一つの課題になるはずなんですよね。その観点がちょっとない

といつのが、今の実態とちょっと違つてゐるんじゃないかなということです。特に、私は、農業政策で今農水省がやろうという政策と今実際に中山間地域で起つてゐるという状況の中では、やっぱりそこがあると思います。

ここは、石破大臣の現場感覚で、本当に今の農政という進め方と、今、現実問題としては、地域創生、地域再生をやろうとしている、そしてその中で、高齢者の割合が増えていくという状況の中でどういう農業政策を取つていいかということは是非再検討をしていただきたいと思います

が、御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) この点はもう随分前から委員とも議論をしてまいりました。

私、農業は経験の産業でござりますから、高齢者の方々がその豊かな経験を基にいいものを作つていただけるということの価値は決して否定いたしません。それはほかの産業と違うところだと思つております。

ですから、農業における高齢者の果たすべき役割といつものは、決して、高まるとはあれ、低くなることはないということは事実でございますが、基幹的農業従事者の平均年齢といつのはとにかくもうずつと十年ごとにスライドしていく、今が六十七歳ぐらいだと思います。十年前は五十七歳で、十年前は四十七歳でといつ話ですから、このまま延ばせば、あと十年たつと七十七歳になりますけれども、まだ繁殖をやつてゐる農家がいるんですが、その農家も大体後継者がいないんです。い瀛んなんですけれども、大事なことは、これから団塊の世代もまた六十五歳以上に入つてしまますけれども、まだ農業をやりたいと思つてゐる人が結構いるということなんです。その人たちに対する視点を忘れてはいけないとということだけです。

ところが、今の農業政策といつのは、先ほど言つたようにしか私の目から見ても映らない。誰かが作った、要するに、七百万トンなら七百万万の米の需要がありますから、それは誰が作つてもいいです。作れる人が作つてくださいでは、多分中山間地域はもたないんだろうと思うんですね。そこに多分補助金を付けるといつのもなかなか難しいと思うんですけど、少なくともどういうメッセージを送つていくかと。

ですから、二反であれ三反であれ初期投資に七百万円ぐらい掛かるものを、じゃ、その高齢の方々の後継ぎたる方々がやろうとするだろうとするといつのはこれから先もやつていかねばならないことだと思います。環境の整備もしなきゃいけません。

ですから、女性の役割といつのをどのよう位に置付けるかといつことも、是非、これらの地域

そういうような土地についてのそれだけの愛着を持つてあるうか。あるいは、大体連担しておりますから、自分が田んぼを粗末にするとみんなに迷惑を掛けるといつような意識をその世代の方々もお持ちになるだろうかといつう、それは違うのでないかといつ感じを私は持つております。

高齢の方々に活躍していただくといつこと併せて、それがどうして次の世代に受け継がれるかといつことは、所有と經營の分離も念頭に置きます。ながら、新しい設計が必要だと私は考えております。

○平野達男君 このことについては前の予算委員会でも若干申し上げたことなんですが、大体そういう中山間地域の農家といつのは後継者がいることが多いですよ。例えば、和牛の繁殖農家でも岩手県なんかでは家族農家でやつてゐる方が多くて、今、子牛価格が非常に高いから、やめようと思つたんだけど今はまだ繁殖をやつてゐる農家がいるんですけど、その農家も大体後継者がいないんです。い瀛んなんですけれども、大事なことは、これまで団塊の世代もまた六十五歳以上に入つてしまますけれども、まだ農業をやりたいと思つてゐる人が結構いるといつことなんです。その人たちに対する視点を忘れてはいけないとといつことだけです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

一、地域再生法の一部を改正する法律案

二、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

○委員長(西田昌司君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

(学校教育法の一部改正)
第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第四項中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第一条 厚生労働省関係
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「二年」の下に「委員の任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間」を加える。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第六条の二及び第十一条第二項において同じ。）」に改める。

第六条の二第一項中「者は」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、「以内に」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十五条の三中「その店舗」を「その店舗に、「市長」を「市長」に。第十七条第二項を「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「及び第四項」を削り、同

第六項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を、「处分」の下に「（指定都市の長に対する規定に基づく处分に限る。）」を加える。

第二十一条第一項中「毒物若しくは」を「毒物又は」に、「又は特定毒物使用者に」を「にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県

区域にある場合においては、指定都市の長に、特定毒物使用者に」に改め、「あつては都道府県に」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条第四項中「その店舗」を「その店舗に、「第二十三条の三」とあるのは「」を

「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるの

は「第十七条第二項及び」に改め、「第十九条第三項」との下に、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」とを加える。

第二十三条第五中「昭和二十二年法律第六十

七号」を削る。

第二十五条第三号中「第五項で」を「第五項において」に改め、同条第四号中「第五項で」を「第五項において」に改め、「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加え、同条第五号

中「第五項で」を「第五項において」に、「立

入」を「立入り」に改め、同条第六号中「同条

第四項で」を「同条第四項において」に改め、

同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「翌年」を「翌々年」に改める。

第二十四条第十一項中「前各項」を「前項

に、「厚生労働大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に、「場合には」を「ときは」に改め、同項に次の各号

を加える。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬

を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

第三十条第四項中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項又は第十二項」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項」に改める。

「ただし、第二十四条第十項」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項」に改める。

「ただし、第二十四条第十項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「都道府県」を「都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）」に改め、同項第七号中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を「同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項

中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、

「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議」を削り、同

条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

二項及び三項を加える。

第八十三条第一項中「第三十九条の三第一項」を「次条第二項及び第三十九条の三第一項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の規定による）に従つてこれらの権利を取得するため政令で定めるところに該当するものを除く。第四項において同じ。」には、「農林水産大臣の許可」を削り、同項第一号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第四項中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、「都道府県知事」を「都道府県等」に改め、「これら

の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、「農林水産大臣との協議」を削り、同条

第五項中「都道府県知事」を「都道府県

で農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長（以下「都道府県知事等」といいう。）の許可を受けなければならない。

第四条第一項第一号中「都道府県」を「都道

府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）に改め、同項第七号中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を「同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項

中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、

「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議」を削り、同

条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

二項及び三項を加える。

第七条 第二項及び第三項を削除

（農地法の一部改正）

第四条第一項本文を次のように改める。

農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮し

て農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長（以下「都道府県知事等」といいう。）の許可を受けなければならない。

第四条第一項第一号中「都道府県」を「都道

府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）に改め、同項第七号中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を「同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項

中「又は都道府県」を「又は都道府県等」に、

「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議」を削り、同

条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

二項及び三項を加える。

第七条 第二項及び第三項を削除

（農地法の一部改正）

第四条第一項本文を次のように改める。

農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮し

に改める。

第四十九条第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に改め、「これ」を「その旨」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第五十条の見出しを「(報告)」に改め、同条中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定市町村の長」に、「微する」を「求める」に改める。

第五十一条第一項、第三項及び第四項中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十八条第一項中「第六十三条第一項第四号」を「第六十三条第一項第二号から第四号まで」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定市町村の長」を加える。

第五十九条第一項第一号中「第四条第一項」の下に「及び第五項」を加え、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「指定市町村を除く。」を加え、「二へクタール」を「四へクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県等」に改める。
附則第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第一号中「二へクタール」を「四へクタール」に、「地域整備法」を「農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第二百十二号)」その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(第三号において「地域整備法」という。)に改め、「第四条第一項」を削り、「同項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第三号中「二へクタール」を「四へクタール」に、「第五条第一項の政令」を「政令」に改め、同項第四号中「二へクタール」を「四へクタール」に改める。
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第十八条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項及び第四項の規定により指定市町村の長が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの)を除く。)
二 第五条第一項及び第四項の規定により指定市町村の長が処理することとされている

事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)を改める。

三 前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合における当該市町村の当該事務

第六十三条第一項第一号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「指定市町村を除く。」を加え、「二へクタール」を「四へクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県等」に改める。

第十五条の二第一項中「都道府県知事」の下に「(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

9 第一項に規定するものほか、指定市町村の指定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三及び第十五条の四中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条中「農林水産大臣及び都道府県知事を「都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長」に、「農地法」を「同法」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

四目次中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改める。

第四十三条第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長」に改める。

第四十九条の二中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五十二条第四項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十六条の二の見出し中「都道府県」の下

項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

第三条の三第二項中「及び第四項」を「からく。」

第五項まで」に改める。

第六条第三項中「で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたもの」を「(同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)」に改める。

第六十三条第一項第一号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項各号中「市町村」の下に「指定市町村を除く。」を加え、「二へクタール」を「四へクタール」に改める。

第六十四条第三号中「農林水産大臣又は都道府県知事」を「都道府県等」に改める。

第十五条の二第一項中「都道府県知事」の下に「(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第二項に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

ある場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

ある場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

第八条に次の二項を加える。

6 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に」に該当する場合にあつては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、第四項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「にについて同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とする。

第四章 経済産業省関係

6 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に」とあるのは「要件に」と、第四項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「にについて同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とする。

いすれか」とあるのは「第一号に掲げる要件」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「にについて同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とする。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

第十五条の二第三項前段中「市町村長」の下に「(指定市町村の長を除く。)」を加え、同条第四項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条に次の二項を加える。

たゞし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

える。

(立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十一条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第一条の規定による立入検査（前項の規定により都道府県知事が行うことができる」とされるものに限る。）は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による立入検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(関係都道府県知事に対する通知等)

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第三十一条 主務大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、関係都道府県知事に対しても、通知その他情報の提供のために必要な措置を講じなければならない。

一 第十条第四項の規定による公示をしたとき。

二 第十二条第三項の規定による承認をしたとき。

三 第十三条の規定による命令をしたとき。

四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。

五 第十五条の規定による公示をしたとき。

六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。

七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び

正規規定を除く。）の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定

改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第一項の規定によりされた有効期間の定めがない保育所に係る認定とみなす。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 都道府県知事が第十六条の規定に基づく政令の規定により新経営承継円滑化法第十二条第一項の経営産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経営産業大臣又は経済産業局長が第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の二第三十一項（旧租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。）（以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。）に規定する規則によりされた届出とみなす。

（麻薬及び向精神薬取扱法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の規定の施行の際に麻薬及び向精神薬取扱法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項に規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）に係る認定（同日ににおいて有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において就学前の子どもに關する

三 第十条及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日	三 第十条及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日	三 第十条及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日
四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第六条の規定	四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第六条の規定	四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第六条の規定
五 第十五条の規定による公示をしたとき。	五 第十五条の規定による公示をしたとき。	五 第十五条の規定による公示をしたとき。
六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。	六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。	六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。
七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。	七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。	七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。
八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。	八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。	八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。
九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。	九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。	九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。
附 則	附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定に限る。）、第十八条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）、第十九条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）	一 第六条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定に限る。）、第十八条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）、第十九条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）	一 第六条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定に限る。）、第十八条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）、第十九条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十条（建築基準法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定に限る。）
（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）	（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）	（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定による改正前の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置によりされている指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。	第二条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定による改正前の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置によりされている指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。	第二条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定による改正前の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置によりされている指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。
第三条 この法律の規定の施行の際に麻薬及び向精神薬取扱法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。	第三条 この法律の規定の施行の際に麻薬及び向精神薬取扱法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。	第三条 この法律の規定の施行の際に麻薬及び向精神薬取扱法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。
第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項に規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）に係る認定（同日ににおいて有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において就学前の子どもに關する	第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項に規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）に係る認定（同日ににおいて有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において就学前の子どもに關する	第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項に規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）に係る認定（同日ににおいて有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において就学前の子どもに關する
（第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際	（第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際	（第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際

現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」といふ。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）
第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）の項各号中「市町村」の下に「（指定市町村を除く。）」を加え、「一へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同表第六号（四号）の項中「第二十九条」を「第二十四条第三条」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「及び第七十七条の六の四第十八条項」を「第七十条の六の四第十八条項、第七十条の七第三十一項及び第七十七条の二第三十一項（第七十条の七の四第十一条項において準用する場合を含む。）」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー・電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の項中「法律（平成二十五年法律第八十一号）」を「四へクタール」に改め、同項第一号中「又は指定市町村」を加え、同項第一号中「第七条第四項第二号」を「第七条第四項第一号」に、「二へクタール」に改め、同項に次の二号を加える。

四 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第九項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされていいるものを除く。より指定市町村が処理することとされていいる事務

五 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第十一項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされていいる事務（同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにするため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、農林水産大臣」を削り、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「同法」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）
第六条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

五 第六条第二項第六号イ中「で同法第二十三条规定による協議が調つたもの」を削り、「区域を除く」を「ものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議をする場合にあつては当該協議が調つたものに限る」に改める。（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一

部改正）
第十二条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

六 第十六条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

五 第十七条の二に次の二項を加える。

5 認定市町村が農地法第四条第一項に規定す

る指定市町村である場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号に」とする。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一
部改正）
第十七条 農山漁村の活性化のための定住等及び

第四条第五項中「二へクタール」を「四へクタール」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一
部改正）

第十四条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

五 第十五条中「が津波避難対策緊急事業計画」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十四条第一項に規定する指定市町村を除く。」が津波避難対策緊急事業計画」に改め、「（当該市町村が同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、農林水産大臣」を削り、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「同法」に改める。

（景観法の一
部改正）

第十五条 景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

6 市町村が農地法第四条第一項に規定する指

定期市町村である場合における第四項の規定の適用については、同項中「農林水産省令で定めることにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聽かなければ」とする。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第十八条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「の都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事等（同じ。）に、「都道府県知事は」を「都道府県知事等は」に改める。

第七条第五項中「の都道府県知事」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十九条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「農林水産大臣の許可並びに」を削り、同条に次の二項を加える。

5 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第一項及び前項の規定について、「第一項第一号中「係る」とあるのは「係るものであつて、第四項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」と、前項中「次に」とあるのは「第五号及び第六号に」とする。

第四十九条第一項中「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同条第四項第四号中「農

林水産大臣の許可を除く。」を削る。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第二十条 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同条第四項第四号中「農林

水産大臣の許可を除く。」を削る。

第十九条第一項中「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同条第四項第四号中「農林

水産大臣の許可を除く。」を削る。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能なエネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能なエネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「次項第七号」を「次

項第六号」に改め、同条第四項中「第二号及び第四号から第十号まで」を「及び第三号から第九号まで」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「農地法」の下に「昭和二十七年法律

第二百二十九号」を加え、「前号に掲げる行為を除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同

項中第三号を第二号とし、第四号から第十号ま

でを「一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「農林水

産大臣又は」及び「又は第二号」を削り、同条

第六項中「第四項第八号又は第九号」を「第四

項第七号又は第八号」に改め、同条第七項第一

号中「第四項第四号」を「第四項第三号」に改

め、同項第一号中「第四項第五号」を「第四項

第四号」に改め、同項第三号中「第四項第六号

に改め、同条第九項第一号中「第四項第一号

を「第四項第五号」に改め、同項第四号中「第

四項第十号」を「第四項第九号」に改め、同条

第八項中「第四項第七号」を「第四項第六号

に改め、同条第九項第一号中「第四項第一号

を「第四項第一号」に、「二へクタール」を「四

へクタール」に改め、同項第二号中「第四項第

十号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一

項第一号中「第四項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項第二号中「第七条第四項第五号」

を「第七条第四項第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

12 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（次項及び第二十四条において「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用について

は、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第二号から第九号まで」と、「第一号及び第三号」とあるのは「第三号」とする。

13 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画（第四項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第八条第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第二十四条中「法律の規定により都道府県の下に「又は指定市町村」を加え、同条第一号中「第七条第四項第二号」を「第七条第四項第

五 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第九項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

14 第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第十一項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務（同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供す

るため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地

その農地に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

（地域再生法の一部を改正する法律案）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

五 第七节 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二—第十七条の四）

第七节 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を改正する法律案等の認定等の手続の特例（第十七条の五—第十七条の七）を第八節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二—第十七条の四）

第六节 地域再生土地利用計画の作成

第七节 自家用有償旅客運送者による

第七节 財産の処分の制限に

第八节 遊休工場用地等に導入する産

第九节 地域農林水産業振興施設整備

第十节 構造改革特別区域計画等の認

第十一节 財産の処分の制限に係る承

一号」に、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同条第二号中「第七条第四項第五号」

を「第七条第四項第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第七条第十三項（第八条第四項において

準用する場合を含む。）において読み替えて

準用する第七条第九項第一号（第八条第四

項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされてい

る事務

五 第七条第十三項（第八条第四項において

準用する場合を含む。）において読み替えて

準用する第七条第十一項第一号（第八条第

四項において準用する場合を含む。）の規定

により指定市町村が処理することとされてい

る事務（同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供す

るため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地

その農地に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

（地域再生法の一部を改正する法律案）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

五 第七节 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二—第十七条の四）

第七节 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を改正する法律案等の認定等の手続の特例（第十七条の五—第十七条の七）を第八節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二—第十七条の四）

第六节 地域再生土地利用計画の作成

第七节 自家用有償旅客運送者による

第七节 財産の処分の制限に

第八节 遊休工場用地等に導入する産

第九节 地域農林水産業振興施設整備

第十节 構造改革特別区域計画等の認

第十一节 財産の処分の制限に係る承

設整備計画の作成等(第十七条の二—第十七条の六)等(第十七条の七—第十七条の十二)貨物の運送の特例(第十七条の十三)

業の特例(第十七条の十四)

計画の作成等第十七条の十五—第十七条の十七)定等の手続の特例(第十七条の十八—第十七条の二十)

認の手続の特例(第十八条)

「第八章 雜則第三十四条—第三十七条」を「第九章 罰則(第三十八条)」

「第八章 雜則第三十四条—第三十七条」に改める。

第四条第一項第四号中「同条第十五項」を「同

条第十六項」に改める。

第五条第四項第三号中「第八号」を「第十一号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第八号

を同項第十一号とし、同項第七号中「第十七条の七」を「第十七条の二十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第十七条の六」を「第

十七条の十九」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十項及び第十七条の五」を「第

十一項及び第十七条の十八」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第四号を第八号とし、第三号

第四条第二項第四号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。第五条第四項第八号を「第五条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二

項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十

項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十二

項とし、同条第十三項中「第四項第五号」を「第四

項」に改め、同項を同条第十一項とし、同

条中第九項を第十項とし、第六項から第八項まで

を一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

第六条第一項中「同条第十五項」を「同条第十

項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「前条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第

十八項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十五項」を「第五

条第十六項」に改める。

第五条第一項中「第五条第十五項」を「第五

条第十六項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十五項」を「第五

条第十六項」に改める。

第五十八条号) 第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。) を含む一定の地域をいい、市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第七条の七第六項において同じ。) の他政令で定める区域を除く。以下同じ。)において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点(以下「地域再生拠点」という。)の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者(道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十三号)第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ)が行うものに関する事項

七 遊休工場用地等(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項に規定する実施計画に従つて整備された

集申を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの(第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という)以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。)において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。以下「特定業務施設」という)を整備する事業(以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。)に関する事項

期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。)に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域(同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。)における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

第五十五条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第五十六条第十九項を「第十六項」とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十二項」とし、同条第十五項を「第十六項」とし、同条第十四項中「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」とし、同条第十二項を「第十三項」とし、同条第十一項を「第十二項」とし、同条第十項を「第十一項」とし、同条第九項を「第十項」とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

第五十五条第十九項を「第十六項」とし、同条第十八項を「第十九項」とし、同条第十七項を「第二十項」とする。

第五十六条第十九項を「第十六項」とし、同条第十八項を「第十九項」とし、同条第十七項を「第二十項」とする。

第五十七条の六中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十一号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、第五章第六節中同条を第十七条の六中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第十号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第十七項を「第十八項」とする。

第五十八条の七中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十二号」に改める。

第五十九条第七節を同章第十一節とする。

第五十条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十一条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十三条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十四条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十五条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十六条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十七条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十八条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十九条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十一条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十二条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十三条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十四条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十五条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十六条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第六十七条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五

条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五

条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

号中「(農業振興地域の整備に関する法律) (昭和四十四年法律第五十八号) 第八条第二項第一号に規定する農業地区域をいう。第十七条の四において同じ。」を削り、同条を第十七条の十五とする。

第五章中第五節を第九節とし、第四節の次に次の四節を加える。

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域(産業基盤が整備されていてることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)において特定業務施設を整備する事業(前号に掲げるものを除く。)

二 認定地域再生計画に記載されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)において特定業務施設を整備する事業

二 地方活力向上地域特定業務施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び実施時期

二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に

係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に關し内閣府令で定める事項

三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

五 認定地域再生計画に適合するものであることを。

六 前項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。

七 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

八 前項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員(当該特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。)を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

九 前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。

十 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十一 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十二 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十三 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十四 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十五 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十六 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十七 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十八 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

十九 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

二十 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

二十一 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

二十二 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

二十三 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に從つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律)(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(認定事業者に対する課税の特例)

第十七条の四 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに構築物について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員(当該特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。)を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条の六 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の七 認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために土地利用に関する協議(以下「地域再生土地利用計画」という。)を作成することができる。

第十七条の八 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の九 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十一 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十二 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十三 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十四 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十五 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十六 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十七 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十八 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十九 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の二十 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の二十一 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これららの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額とする。

第十八条の二 協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載される建物若しくはその敷地である土地に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これららの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額とする。

第十八条の三 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の四 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の五 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の六 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の七 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の八 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の九 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十一 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十二 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十三 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十四 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十五 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十六 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十七 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十八 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の十九 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の二十 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の二十一 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の二十二 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

第十八条の二十三 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)

二 地域再生拠点を形成するために基盤福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。）並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該誘導施設の種類及び規模

ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

二 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

する施設及び建築物（建築基準法（昭和二十一年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ）の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることはできない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域）をいう。以下同じ。内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

6 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域）をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十一項に規定する開発行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであつて新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項に

り、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又是著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

7 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。

(建築等の届出等)

第十七条の八 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならぬ。

一 当該地域再生土地利用計画に記載された前

<p>第三項第一号の誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるもの）。</p> <p>二 当該地域再生土地利用計画（前条第四項第一号に掲げる事項が定められているものに限る。）に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為（当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものを除く。）</p> <p>三 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるものに係るものを除く。</p> <p>二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>四 その他認定市町村の条例で定める行為</p> <p>3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。</p> <p>4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるとときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができ</p>
<p>（農地等の転用等の許可の特例）</p> <p>第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載される行為として政令で定める行為</p> <p>2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地に即し、農用地等保全利用区域内の農用地計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利の除く。）を有する者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行なうために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。</p> <p>2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行なっておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上</p> <p>の効率的かつ総合的な利用を行なうよう勧告することができる。</p>
<p>（農地等の転用等の許可の特例）</p> <p>第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載される行為として政令で定める行為</p> <p>2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地に即し、農用地等保全利用区域内の農用地計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利の除く。）を有する者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行なうために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。</p> <p>2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行なっておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上</p> <p>の効率的かつ総合的な利用を行なうよう勧告することができる。</p>
<p>（第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載される行為として政令で定める行為）</p> <p>同条第四項第一号イに規定する実施主体（次項において「誘導施設整備事業者」という。）が、外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。</p> <p>当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、</p> <p>第五章 誘導施設整備事業者の認定</p> <p>第六節 自家用有償旅客運送者</p> <p>自家用有償旅客運送者（第十七条の七第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されて運送を行なうものに限る。）を運送することができる。</p> <p>（農地区域の変更の特例）</p> <p>第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行なう農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>（開発許可等の特例）</p> <p>第十七条の十二 市街化調整区域内において第十一条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行なわれる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、第十一条第十四号に掲げる開発行為とみなす。</p> <p>2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>第七節 貨物の運送の特例</p> <p>第三十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をして、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>（施行期日）</p>

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第一号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法（次条において「新法」という。）第十七条の七第六項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画（新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(都市再生特別措置法の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第二項」の下に、「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に、「地域再生法第十七条の七第六項」を加える。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の「一号」を加える。
九の一 地域再生法（平成十七年法律第二十号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。
第十八条第一項第二号中「及び」を「同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項中「第九号」の下に「、第十九号の二」を加える。
第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改訂する。

附則第十二条に次の「一条」を加える。
(都市再生特別措置法の一部改正)

第十三条の一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改定する。
第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

附則第十六条のうち地域再生法第十七条の二の改正規定中「第十七条の二」を「第十七条の十五」に改め、同改正規定の前に次の「一項」を加える。

6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは、「係るものであつて、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号」と

する。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項（同条第十項）」を「第十七条の七第十項（同条第十一項）」に改める。

附則に次の「一条」を加える。

第十二条 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）の一部を次のように改訂する。
附則第二条中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十二条 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）の一部を次のように改訂する。
附則第二条中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

平成二十七年六月二十四日印刷

平成二十七年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P